

令和4年度

南相馬市立図書館要覧



目 次

1	南相馬市の概要	2
2	沿革	3
3	施設概要	
	(1) 中央図書館	7
	(2) 小高図書館	8
	(3) 鹿島図書館	9
	(4) 市民情報交流センター	9
4	利用案内	
	(1) 中央図書館・小高図書館・鹿島図書館	10
	(2) 市民情報交流センター	12
5	組織・運営	
	(1) 組織機構	13
	(2) 職員配置	13
	(3) 事務分掌	14
	(4) 図書館協議会	14
6	事業概要	
	(1) 令和3年度南相馬市立図書館運営方針	15
	(2) 令和3年度当初予算	17
	(3) 令和2年度事業実績報告	19
7	統計資料	
	目次	26
8	条例・規則	
	(1) 南相馬市立図書館条例	35
	(2) 南相馬市立図書館規則	37
	(3) 南相馬市立図書館協議会の会議運営に関する規則	41
	(4) 南相馬市立図書館資料収集方針	42
	(5) 南相馬市立図書館資料除籍基準	44
	(6) 南相馬市民情報交流センター条例	46
	(7) 南相馬市民情報交流センター条例施行規則	49

1 南相馬市の概要

南相馬市は、平成18年1月1日に小高町・鹿島町・原町市の1市2町が合併して誕生しました。東部には太平洋が広がり、西部には阿武隈高地が連なる海洋性の穏やかな気候に恵まれた自然豊かなまちです。

平成23年3月11日に発災した東日本大震災及び東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故から11年が経過しました。平成28年7月12日には避難指示区域が解除され、当市では市民の生活再建のため、多くの復旧復興事業に取り組んでいます。

■位置 東経140°57'26"

北緯 37°38'32"

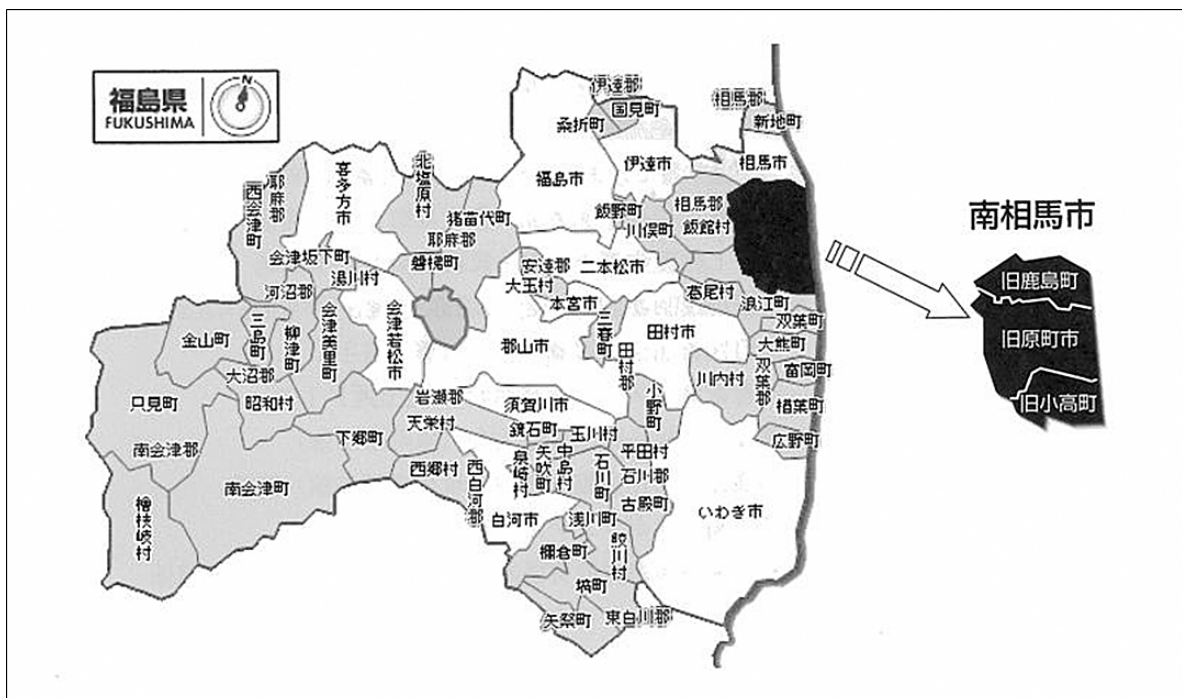
■面積 398.5km²

■人口 58,004人（令和4年3月31日現在）※住民基本台帳登録人数

男 29,000人

女 29,004人

■世帯数 24,304世帯



2 沿革

- ▽ 昭和 48. 5. 1 1 原町市立原町図書館建設工事着工
- 49. 2. 5 〃 完成
- 49. 2. 25 原町市文化センターとして落成
- 49. 3. 22 原町市立図書館条例制定
- 49. 4. 1 原町市立原町図書館開館(同年 5.1より閲覧開始、10.1より貸出開始)
- ▽ 平成 4. 9. 1 2 原町図書館おはなし会開始
(毎月第2土曜日 平成15年度から第3土曜日)
- 9. 6. 1 原町図書館図書電算システム導入着手
- 9. 12. 2 図書電算システム業務開始(富士通FIP)
- 12. 4. 1 小高浮舟文化会館図書室(現小高図書館) 開館
- 12. 6. 2 読み聞かせボランティア養成講座開講
- 13. 10. 1 地域イントラネットによる図書館情報提供開始
(蔵書検索ホームページ掲載)
- 14. 7. 1 1 おはなしのへや開始(毎月1回木曜日)
- 14. 11. 2 図書館友の会「としょかんのTOMOはらまち」設立
- 15. 7. 3 原町市立図書館建設基金条例制定
- 15. 11. 2 7 第1回図書館建設市職員検討委員会開催
- 15. 12. 1 8 第1回図書館建設市民検討委員会開催
- 16. 4. 1 鹿島町生涯学習センター図書室(現鹿島図書館) 開館
- 16. 4. 1 原町市立原町図書館図書業務係・建設係の2係設置
- 16. 10. 2 9 原町市新図書館整備基本計画策定
- 17. 8. 1 2 (株)NTTファシリティーズ東北支店をCMRとして選定
- 17. 11. 6 子どもの読書活動推進を目的とした講演会実施
講師：とよたかずひこ氏(絵本作家)
- 17. 8. 1 8 (株)寺田大塚小林計画同人を基本設計者として選定
- 18. 1. 1 小高町、鹿島町、原町市の合併により南相馬市誕生
条例制定により小高図書館、鹿島図書館、原町図書館の3館誕生
- 18. 1. 1 市町村合併に伴い、図書館建設事業を図書館建設係から教育委員会
事務局生涯学習課生涯学習推進係に移管
- 18. 8. 2 2 育児相談会(原町保健センター主催)において、原町図書館からの出前
おはなし会開始(隔月)
- 18. 12. 1 7 第1回図書館連続講演会実施(詳細・第2回以降は別表参照)
- 19. 1. 1 埴谷・島尾記念文学資料館が博物館所管から図書館所管となる
- 19. 4. 1 図書館建設事業を教育委員会事務局生涯学習課生涯学習推進係から
原町図書館へ移管。育児相談会における出前おはなし会を毎月に
- 19. 10. 2 3歳児健診(鹿島保健センター主催)において、鹿島図書館からの出前
おはなし会開始(隔月)
- 19. 11. 7 ひよこくらぶ(小高保健福祉センター主催)において、小高図書館から
の出前おはなし会開始(年2回)
- 20. 3. 3 1 新図書館建設工事着工
- 20. 4. 1 小高図書館・鹿島図書館が地域教育課所管から図書館所管となり
原町・小高・鹿島図書館が一つの組織となる
- 20. 4. 1 1 ブックスタート事業開始(健康づくり課との共同事業。10か月健診受診
者を対象に絵本1冊、図書館利用案内等をプレゼント)

20. 5. 1 小高図書館、鹿島図書館職員による区内小中学校、幼稚園、保育園への支援開始(出前おはなし会、ブックトーク、団体貸出)
20. 5. 南相馬市子ども読書活動推進計画策定庁内検討委員会、市民検討委員会を設置
20. 7. 1 電算システム統合により小高、鹿島、原町図書館の同一カードによる貸出が実現する
21. 1. 3 1 新図書館市民見学会実施
21. 3. 1 南相馬市子ども読書活動推進計画策定
21. 4. 1 電算システム更新に伴いホームページリニューアル
鹿島図書館の休館日を試験的に毎週水曜日とする(休館日の増)
21. 6. 1 原町図書館閉館、引越作業開始(この間、小高、鹿島図書館は開館)
21. 8. 1 2 (仮称)南相馬市立中央図書館・南相馬市民情報交流センター(以下、「中央図書館」)竣工式
21. 8. 1 9 中央図書館への資料移転作業開始
21. 9. 1 中央図書館引越ボランティア受入
～18 (資料の装備及び配架作業:参加者91名、延べ参加者504名)
21. 11. 7
～8 中央図書館市民見学会実施
21. 11. 2 8 電算システム更新に伴い小高、鹿島図書館も休館(全館休館)
21. 12. 1 条例の改正により、原町図書館が中央図書館に名称を改める
鹿島図書館の休館日を正式に毎週水曜日とする
中央図書館に読書企画係・資料サービス係・市民情報交流センターの3係設置
21. 12. 1 2 中央図書館・市民情報交流センター開館(小高、鹿島図書館同時開館)
中央図書館の開館時間が平日:9時30分～20時30分、土日祝:
9時30分～17時30分に変更
貸出点数が1人5点から15点に増加
DVD、複製絵画・ポスター、おもちゃの貸出開始
インターネット閲覧用固定端末・ノートパソコン貸出開始
ホームページ、館内OPACからの貸出中資料の予約受付開始
無線LANサービス開始
21. 12. 1 2 中央図書館オープン記念事業実施
～22. 1. 1 7
22. 1. 2 3 ライブラリーシアター開始(原則毎月第2・4土曜日)
子ども映画会再開
(主催:中央図書館に変更、毎月第2土曜日へ回数増)
22. 1. 2 8 おはなしのへや再開(毎月第2・4木曜日へ回数増)
22. 1. 3 0 おはなし会再開(毎月1・3・4・5土曜日へ回数増)
22. 5. 1 中央図書館職員による原町区内小中学校、幼稚園、保育園への支援開始
(出前おはなし会、ブックトーク、団体貸出)
22. 12. 1 1 中央図書館開館1周年記念事業実施
～23. 1. 1 0
23. 3. 1 1 東日本大震災(14時46分発生)以降、震災後全館臨時休館
～23. 8. 8
23. 8. 9 中央図書館、開館時間を短縮して再開

23. 12. 6 鹿島図書館、開館時間を短縮して再開
24. 4. 1 市内4校(原三小、石神二小、小高小、鹿島小)の学校図書館への支援員派遣開始
25. 4. 1 市内全小学校の学校図書館への学校図書館支援員派遣開始
(小学校16校・学校図書館支援員8名)
25. 11. 21 南相馬市立中央図書館・南相馬市民情報交流センターが日本図書館協会建築賞を受賞
26. 1. 17 南相馬市立中央図書館・南相馬市民情報交流センターが福島県建築文化賞優秀賞を受賞
26. 4. 1 市内全中学校の学校図書館への学校図書館支援員派遣開始
(小学校15校、中学校6校・学校図書館支援員11名)
26. 8. 3 『図書館のプロになろう!めざせ「小学生司書」!』を再開
(市内の小学生を対象に拡大し実施)
26. 10. 1 おはなし会拡充(毎月第3・4土曜日へ回数増)
26. 11. 11 中央図書館開館5周年記念事業実施
- ~27. 2. 7
27. 4. 1 中央図書館の開館時間が平日:火~金曜日9時30分から20時に変更
(開館時間の増)
28. 2. 26 公益社団法人シャンティ国際ボランティア会から移動図書館車寄贈
28. 3. 9 第二次南相馬市子ども読書活動推進計画策定
29. 4. 1 市内3校(原一小、原二小、小高区四小)をモデル校とし、週5日1つの学校に勤務する専任の学校司書を配置
28. 5. 26 移動図書館車運行スタート
28. 7. 1 「活字を読みづらい方のための録音図書提供サービス」開始
28. 7. 15 小高図書館再開館
31. 4. 1 学校図書館支援員、学校司書の名称を学校司書に統一
(学校教育課所属3名・中央図書館所属9名 計12名)
専任の学校司書を置く学校を市内3校から6校に拡大。
(学校司書12名。うち専任6名)
埴谷島尾記念文学資料館を生涯学習課に移管
- ▽ 令和 元. 12. 1 開館10周年記念事業 声の森プロジェクト
~22
- 元. 12. 14 開館10周年記念式典実施
メモリアル講演「南相馬10周年で、もういちど図書館を考えてみる」
講師:寺田 芳朗氏(寺田大塚小林計画同人代表)
- 元. 12. 15 開館10周年記念事業 村山由佳講演会「別れが教えてくれること」
開館10周年記念事業 ライブラリーコンサート実施
演奏者:狩野 泰一氏(篠笛)、濱田 道子氏(ピアノ)
- 元. 12. 22 開館10周年記念事業 図書館まつり実施
2. 3. 31 『南相馬市立図書館10周年記念誌』発行
2. 4. 1 学校司書12名を学校教育課所属に移管
おはなし会開催日時変更(毎週土曜日開催)
※4月~7月は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催せず
2. 4. 18 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、全館臨時休館
~5. 18

- 2. 5. 1 2 移動図書館車運行再開
- 2. 5. 1 9 中央図書館で休館中の予約資料受取サービスを開始
～5. 2 4
- 2. 5. 2 6 中央図書館再開館
- 2. 6. 2 小高図書館・鹿島図書館再開館
- 2. 8. 1 感染症拡大防止のため中止していたおはなし会を再開
- 2. 8. 8 感染症拡大防止のため中止していたライブラリーシアターを再開
- 3. 2. 1 9 第三次南相馬市子ども読書活動推進計画策定
- 3. 3. 2 0 市内公共施設にて新型コロナウイルス陽性者が確認されたため
～2 1 臨時休館
- 3. 4. 2 3 子供の読書活動優秀実践図書館として文部科学大臣表彰を受ける
- 3. 7. 8 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、全館臨時休館
～7. 3 1
- 4. 1. 1 8 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、全館臨時休館
～2. 2 0

図書館連続講演会

	開催日	演 題	講 師	
第1回	H18.12.17	「図書館って何ができるの？」	塩見 昇 氏	(日本図書館協会理事長、 大阪教育大学名誉教授)
第2回	H19. 1.21	「図書館活用教育の可能性を拓く」	五十嵐絹子 氏	(鶴岡市立朝陽第一小学校 学校司書)
第3回	H19.10.27	「楽しい本の世界にいざなうために」	荒井 督子 氏	(東京子ども図書館常務理事)
第4回	H20. 2. 2	「情報化社会のじょうずな歩き方」	山本 順一 氏	(筑波大学教授)
第5回	H21. 1.31	「図書館を使いこなす」	斎藤 文男 氏	(富士大学教授)
第6回	H22. 3. 6	「図書館が学歴社会を変える」	濱田 幸夫 氏	(前筑波大学大学院図書館 情報メディア研究科専任講師)
第7回	H25. 3. 2	「どうする！どうなる？電子書籍 -図書館とデジタルアーカイブを考える-」	山崎 博樹 氏	(秋田県立図書館 副館長)
第8回	H26. 2.15	「子どもと本を結ぶもの- よりよい子どもの読書環境を築くために-」	高梨 富佐 氏	(東北福祉大学 総合福祉学部 社会教育学科講師)
第9回	H26.11. 1	「まちづくりと図書館」	手塚 美希 氏	(岩手県紫波町図書館 主任司書)
第10回	H27.11. 7	「図書館で地域のお宝発見！」	内野 安彦 氏	(常磐大学・十文字学園女子大学等 非常勤講師、元塩尻市立図書館長)
第11回	H29. 2.18	「すべての人に図書館サービスを」	佐藤 聖一 氏	(埼玉県立久喜図書館)
第12回	H29.11. 5	「愛と狂気と文学と ——『死の棘』の妻・島尾ミホ」	梯 久美子 氏	(ノンフィクション作家)
第13回	H30.11. 4	「映画と小説の関係 ～原作小説を映画化する時に起きる色々な事～」	富山 省吾 氏	(映画プロデューサー)
第14回	R 1.10.20	「昔ばなしと子どもの成長」	小澤 俊夫 氏	(口承文芸学者)
第15回	R 3. 3.27	「コロナ時代の読書と図書館」	高梨 富佐 氏	(東北福祉大学非常勤講師)
第16回	R 4. 3.19	「認知症支援のために図書館ができること」	呑海 沙織 氏	(筑波大学情報学群知識情報・ 図書館学類長)

3 施設概要

(1) 中央図書館

①所在地

〒975-0004 福島県南相馬市原町区旭町二丁目7番地の1

電話番号 0244-23-7789

FAX 0244-24-6986

E-mail toshokan@city.minamisoma.lg.jp

URL <https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/culture/chuotoshokan/index.html>

※E-mail、URLについては3館共通

②開館年月日

平成21年12月12日

(原町図書館開館年月日は昭和49年4月1日)

③建物

構造 鉄筋コンクリート一部鉄骨構造

延床面積 5,397.59㎡

(複合施設を含む施設全体)

(1階) 3,109.71㎡

(2階) 2,107.07㎡

(3階) 159.63㎡

(4階) 21.18㎡

開架延床面積 2,264㎡

(1階一般開架室) 1,227㎡

(1階児童開架室) 297㎡

(2階一般開架室) 740㎡

④閲覧席 620席

(室内500席、テラス・サンルーム120席)

⑤収容能力 597,000冊

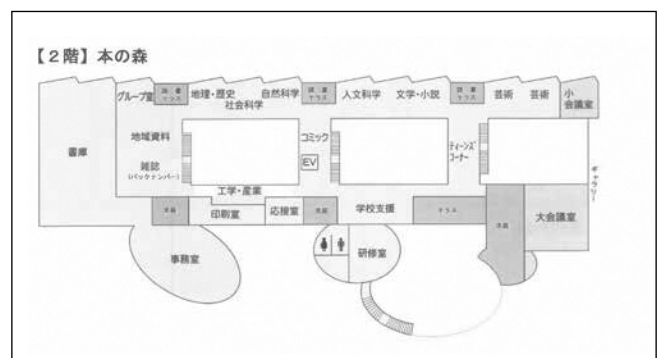
(1階一般開架) 105,600冊

(1階児童開架) 20,000冊

(2階一般開架) 106,400冊

(書庫1～3階) 342,000冊

(視聴覚資料他) 23,000点





中央図書館1階一般開架



中央図書館1階児童開架

© 三輪晃久写真研究所

(2) 小高図書館 (浮舟文化会館内)

①所在地

〒979-2124 福島県南相馬市小高区本町二丁目89番地の1

電話番号 0244-66-1011

FAX 0244-44-1266

②開館年月日

平成12年4月1日

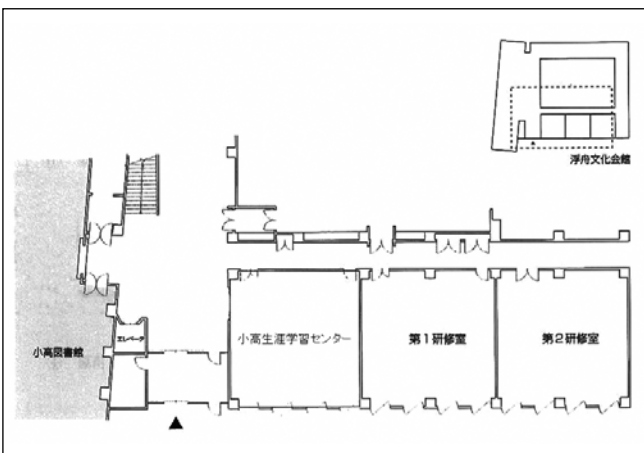
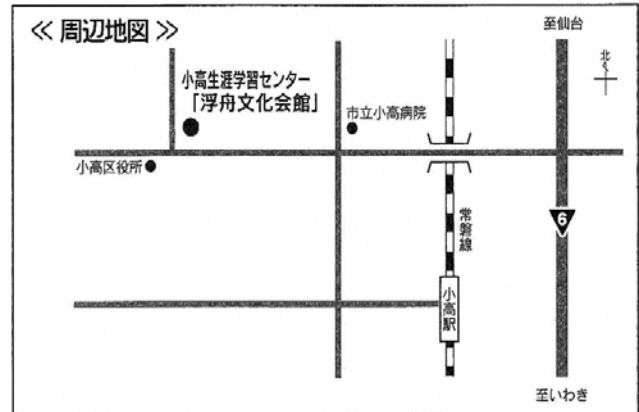
③建物

構造 鉄筋コンクリート造

延床面積 161.2㎡ (出窓を除く)

④閲覧席 24席

⑤収容能力 約38,000冊 (開架・書庫含む)



(3) 鹿島図書館（鹿島生涯学習センター内）

①所在地

〒979-2333 福島県南相馬市鹿島区寺内字迎田2番地の1

電話番号 0244-46-5116

FAX 0244-46-4069

②開館年月日

平成16年4月1日

③建物

構造 鉄筋コンクリート造

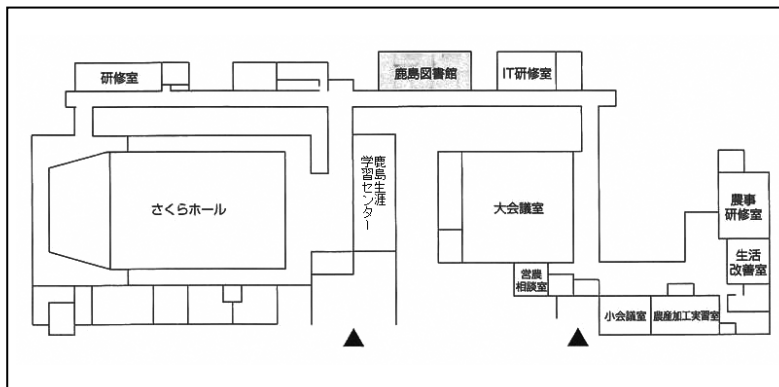
延床面積 120.0㎡

④閲覧席

22席

⑤収容能力

約19,000冊（開架・書庫含む）



(4) 市民情報交流センター

①所在地

〒975-0004 福島県南相馬市原町区旭町二丁目7番地の1

電話番号 0244-23-7796

FAX 0244-24-6986

②開館年月日

平成21年12月12日

③建物

構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造

延床面積 1619.28㎡

④会議室等

マルチメディアホール	180㎡
大会議室	88㎡
中会議室	54㎡
小会議室	31㎡
クラフトルーム	78.6㎡

4 利用案内

(1) 中央図書館・小高図書館・鹿島図書館

①開館日及び開館時間

施設名	開館日	開館時間	休館日
中央図書館	火～金曜日 土～日曜日、祝日	9:30～20:00 9:30～17:00	毎週月曜日 年末年始 特別整理期間
小高図書館	火～日曜日、祝日	10:00～17:00	毎週月曜日 年末年始 特別整理期間
鹿島図書館	火～日曜日、祝日	10:00～17:00	毎週月曜日 年末年始 特別整理期間 施設点検による臨時休館があります

②図書館利用カードを作るには

- ・図書館の資料（本やCDなど）を借りるには、図書館利用カードが必要です。
- ・市内在住、在勤、在学、および飯館村在住の方ならどなたでも利用カードがつくれます。
- ・住所、氏名の確認できるもの（免許証、保険証、学生証など）が必要です。

③貸出冊数・貸出期間

・個人

本・雑誌	15点まで	2週間
CD・DVD	あわせて5点まで	2週間
おもちゃ	2点まで	2週間
絵画・ポスター	2点まで	30日間
デージー図書	5点まで	2週間
デージー再生機器	1点まで	30日間

※貸出できる総点数は1人15点まで

※デージー図書、デージー再生機器の貸出は録音図書提供サービスの登録が必要です

・団体

本・雑誌	100点まで	30日間
CD	5点まで	30日間

・クラス

本・雑誌	50点まで	30日間
------	-------	------

④資料を借りるには

- ・利用カードと借りる本をカウンターまでお持ちください。
- ・自分で貸出手続きのできる「自動貸出機」もあります（中央図書館のみ）。ただし「自動貸出機」では、絵画、おもちゃの貸出はできません。

⑤資料を返すには

- ・カウンターへお返しくください。（利用カードは必要ありません）
- ・図書館の休館日や開館していない時間に本を返すときは、ブックポストをご利用ください。ブックポストには本以外の資料（CD、DVD、絵画、おもちゃ）は返却しないでください。

⑥本の探しかた

- ・利用者が自分で本を検索できる端末機（コンピュータ目録）があります（中央・小高図書館のみ）。
- ・図書館のホームページ上で本を検索することもできます。
- ・分からないときは職員にお尋ねください。

⑦レファレンス（相談案内）サービス

- ・調べもの、探しものをお手伝いします。図書館のこと・本のこと・地域のこと・社会のこと…なんでもお気軽にお尋ねください。

⑧リクエスト（予約）サービス

- ・読みたい本、探している資料が見つからないときはリクエストができます。
- ・貸出中の場合は返却された時点で、市内の他の図書館にある場合は、取り寄せて貸出します。
- ・市内の図書館に所蔵していない場合は、新たに購入するか、県立図書館などほかの図書館から借りるなどして、ご希望にお応えできるように努力します。

⑨インターネット上でのサービス

- ・図書館のホームページ上で、貸出中の資料に予約をかけることができます。また、ご自宅から自分の借りている本も確認することができます。
- ※WEB予約、貸出資料確認にはパスワードの発行が必要です。

⑩コピーサービス

- ・図書館の本、雑誌をコピーしたい方は、申し込み用紙にご記入の上、カウンターにお申し込みください。
- ※著作権法などの規定により、コピーは調査・研究のため、ひとり1部まで、資料の一部分に限ります。

(2) 市民情報交流センター

①開館日及び開館時間

施設名	開館日	開館時間	休館日
市民情報交流 センター	火～金曜日	8:30～20:00	毎週月曜日
	土～日曜日、祝日	8:30～17:00	年末年始

②利用方法

1) 空き状況の確認

ご希望の日時がご利用可能かを、お電話またはご来館のうえお問い合わせください。

2) 申込み手続き

直接ご来館いただくか、お電話にて予約申し込みをしてください。

※施設利用のご予約は、6カ月前から受付しております。

受付時間 情報交流センターの開館時間

火～金曜日 : 午前8時30分～午後8時

土～日曜日、祝日 : 午前8時30分～午後5時

3) 申請書記入

・ご利用日の前日までに申請書に必要事項をご記入のうえ提出してください。

・申請書には、準備・後片付け等退室を含めた時間を記入してください。

4) 使用許可書の交付

申請書の内容を確認させていただき、利用目的や内容が適当と認められた場合には、使用料納入後使用許可書をお渡しいたします。

5) 使用料納入

施設使用料金は、全額現金で前納にてお支払いください。

【使用料金】

区 分	1時間あたりの使用料
小会議室	400円
中会議室	600円
大会議室	1,000円
マルチメディアホール	2,000円
クラフトルーム	600円

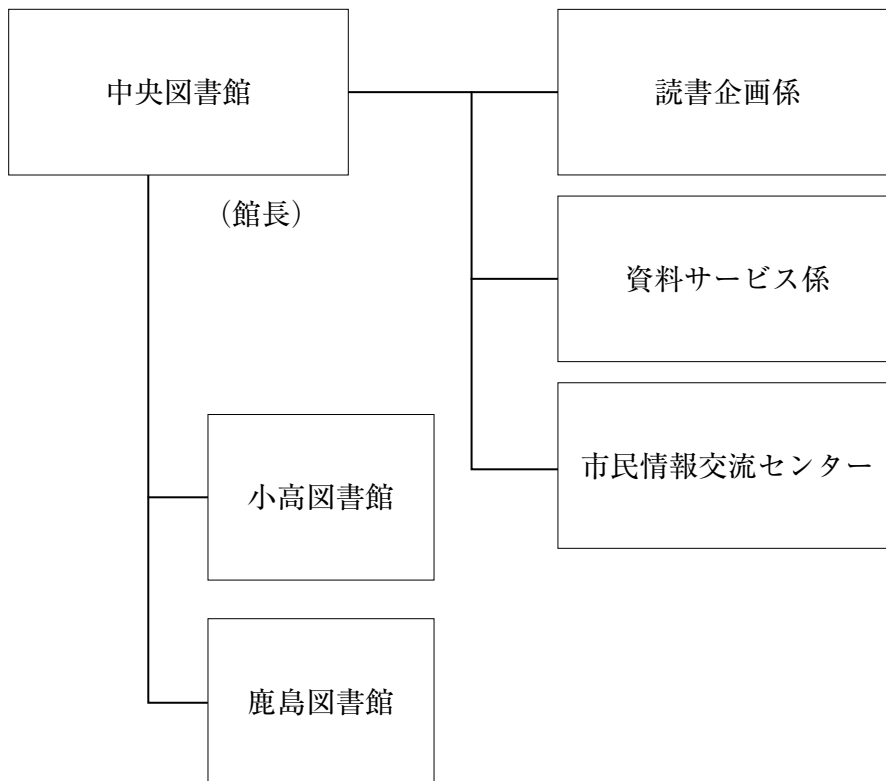
※使用料が減免される場合もありますので、お問い合わせください。

6) 使用報告書の提出

施設使用後に「施設報告書」を提出してください。

5 組織・運営

(1) 組織機構



(2) 図書館の職員配置 (令和4年4月1日現在)

図書館

館長	副館長	主任司書	司書	会計年度 任用職員 (フルタイム)	会計年度 任用職員 (パートタイム)	合計
1	1	3	4	9	5	23

情報交流センター

館長	会計年度 任用職員 (フルタイム)	会計年度 任用職員 (パートタイム)	合計
1	4	1	6

(3) 事務分掌

係	業 務 内 容
読書企画係	(1) 読書活動の奨励及び読書会等に関する事。 (2) 図書館協議会に関する事。 (3) 図書館整備に係る総合企画及び調整に関する事。 (4) 施設の管理運営に関する事。 (5) 設備備品の管理に関する事。 (6) 図書館内の庶務に関する事。
資料サービス係	(1) 図書館資料に関する事。 (2) 視聴覚資料に関する事。 (3) 生涯学習センター図書に関する事。
小高図書館 鹿島図書館	(1) 読書活動の奨励及び読書会等に関する事。 (2) 図書館資料に関する事。 (3) 施設の管理運営に関する事。 (4) 図書館内の庶務に関する事。
市民情報 交流センター	(1) 市民生活及び観光に関する情報の提供に関する事。 (2) 生涯学習事業の企画、実施、情報提供及び相談に関する事。 (3) 中央図書館・市民情報交流センター駐車場の管理運営に関する事。 (4) 施設の管理運営に関する事。 (5) 設備備品の管理に関する事。 (6) 市民情報交流センター内の庶務に関する事。

(4) 図書館協議会

南相馬市立図書館条例第7条に基づく南相馬市立図書館協議会の設置

(任期：令和4年4月1日～令和6年3月31日)

区 分	氏 名	区 分	氏 名
学校教育関係者	鈴木和一郎	学識経験者	金谷 清子
学校教育関係者	埴 広治	社会教育関係者	鈴木久美子
家庭教育関係	和田 菜子	社会教育関係者	湯澤由紀子
学識経験者	今野 聡	社会教育関係者	鎌田 孝子
学識経験者	松永 雄一	社会教育関係者	森岡 こう

◎会長：鎌田孝子 ○副会長：松永雄一

6 事業概要

(1) 令和4年度南相馬市立図書館運営方針

■ 運営の基本方針

□ 入りやすく利用しやすい図書館を目指します

- ・子どもから高齢者まで利用しやすく、気軽に立ち寄ることができ、「くつろぎ」の雰囲気をもった図書館を目指します。
- ・人と資料と建物によって温かみのある空間を創りだすとともに、図書館員が利用者の立場に立って対応できる利用者本位の図書館を目指します。

□ 暮らしと仕事に役立つ図書館を目指します

- ・日々の暮らしのなかで必要とされる資料・情報を満足いただけるよう提供します。
- ・仕事で必要となる資料・情報を確実かつスピーディーに提供します。

□ 南相馬市の未来をつくる図書館を目指します

- ・南相馬市の将来について考え、実践をしようとする市民や、それを応援する市民に役立つ図書館を目指します。
- ・様々な資料・情報を市の内外から広く収集し、これを体系化することにより新しい時代の情報センターの構築を目指します

■ 職員の活動指針

□ 利用者への丁寧な対応を心がけ、接遇能力の向上を目指します

- ・利用者からの問い合わせには、わかりやすくお答えします。
- ・利用者の声に耳を傾け、できる限り利用者の要望に応えます。

□ 職員間での情報共有を密にし、課題に迅速に対応します

- ・日々の業務の報告を確実に実施し、課題を共有します。
- ・課題に対して、職員全員が知恵を出し合い、解決に向けて積極的に取り組みます。

□ 司書の専門性を磨きます

- ・館内での定期的な研修を実施し、職員全体の専門性の向上を図ります。
- ・職員一人ひとりが、得意な専門分野を習得するよう努めます。
- ・他の図書館に学ぶ機会をつくり、その成果を生かします。
- ・様々な研修の情報を収集し、職員が研修を受講しやすい環境づくりに努めます。

■ 重点施策

- ・南相馬市復興総合計画 後期基本計画 第6次実施計画（令和2年3月策定）
- ・南相馬市教育振興基本計画 後期計画（令和2年3月策定）
- ・第三次南相馬市子ども読書活動推進計画（令和3年3月策定）

上記3計画に基づき、また、コロナ禍の情勢を鑑み、以下の施策に重点的に取り組みます。

(1) コロナ禍の社会情勢に対応して、感染対策を実施した上で図書館は生活に役立つ情報を提供します。

- ① コロナ禍の時代にあっても、教養・調査研究・レクリエーション等は生きがいづくりや生涯学習に欠かせないものであるとの考えのもとに、図書館は、時代にあった情報を、その時々々の状況下で様々な可能性を模索し市民に提供するよう努めます。
- ② コロナ禍の影響で、対面でのコミュニケーションが制限され、オンラインでのコミュニケーションや情報収集が一層の広まりを見せている情勢を踏まえ、図書館は、市民が情勢に合わせた手段でコミュニケーション及び情報収集を行うことができる環境の提供に努めます。

(2) 子どもの読書活動を推進します。

- ① 「第三次南相馬市子ども読書活動推進計画」で定めた取組みを計画的に実施します。
 - ・子どもの発達段階に応えた読書活動を推進します
 - ・子どもの読書に関わる団体と連携し、読書を応援する人とともに読書活動を推進します
 - ・子どもの読書環境の整備・充実を推進します
- ② 学校司書サポートデスク職員を中心に、公共図書館と学校図書館の連携を強化し、人的支援・資料提供支援の充実を図ります。

(3) 多くの市民が本に親しむ環境を整備します

- ① 高齢者、認知症の方、障がいを持っている方、日本語が母語ではない方などが、気兼ねなく十分な図書館サービスを利用することができるよう、市民が本に親しむための環境の整備に努めます。
- ② 市民が身近なところで等しく図書館サービスを利用できるようにするため、小高図書館・鹿島図書館の利用向上への取り組み、及び移動図書館の運行を実施します。

(4) 図書館事業と連携した生涯学習事業の展開を図ります

- ① 年代を問わず、市民のニーズに応えた各種講座を開催し、図書館事業と連携した生涯学習活動の支援を行います。

(2) 令和4年度当初予算

① 図書館管理運営関係予算

(単位:千円)

節		令和4年度	令和3年度	増減額	主な内容
1	報酬	6,193	6,193	0	図書館協議会委員報酬、会計年度任用職員(パートタイム)賃金
2	給料	56,523	57,486	-963	正規職員10人、会計年度任用職員(フルタイム)(図書館職員9人) ※R3は市民情報交流センター含む
3	職員手当等	22,624	24,476	-1,852	
4	共済費	16,886	16,131	755	職員・嘱託職員共済費
8	報償費	470	550	-80	講演会・講座等講師謝礼
9	旅費	346	181	165	研修会・視察・会議等旅費
11	需用費	27,467	21,248	6,219	
	(消耗品費)	9,905	8,855	1,050	雑誌・新聞 ICタグ等
	(燃料費)	388	312	76	公用車ガソリン代
	(食糧費)	11	39	-28	講師用昼食代等
	(印刷製本費)	587	664	-77	児童向け図書リスト 封筒印刷 図書館利用案内 要覧
	(光熱水費)	10,896	10,896	0	電気料 水道料
	(修繕料)	5,680	482	5,198	物品修繕
12	役務費	704	746	-42	電話料金等
13	委託料	36,319	4,222	32,097	施設管理委託 移動図書館運転手業務委託等
14	使用料及び賃借料	18,445	17,312	1,133	複写機・印刷機借上料 図書館システム借上料 電話機賃借料 下水道使用料等
18	備品購入費	23,546	23,546	0	蔵書用図書購入費
19	負担金補助及び交付金	66	63	3	日本図書館協会、 県公共図書館協会負担金等
27	公課費	7	73	-66	公用車自動車重量税(車検分)
計		209,596	172,227	37,369	

※ R3の給料、職員手当等、共済費、賃金には情報交流センター職員分を含む。

②市民情報交流センター管理運営事業予算

(単位:千円)

節		令和4年度	令和3年度	増減額	主な内容
1	報酬	1,932	4,993	-3,061	会計年度職員(パート)1名
2	給料	7,863	1,633	6,230	会計年度職員(フルタイム)4名
3	職員手当等	2,332	1,562	770	会計年度職員5名分の期末勤勉手当等
4	共済費	2,483	0	2,483	会計年度職員5名分の社会保険料
9	旅費	60	164	-104	
11	需用費	4,939	7,817	-2,878	
	(消耗品費)	593	1,656	-1,063	駐車場管理用消耗品等
	(燃料費)	0	0	0	
	(食糧費)	88	88	0	給茶器用茶代
	(印刷製本費)	0	0	0	
	(光熱水費)	4,080	4,080	0	
	(修繕料)	178	1,993	-1,815	
11	役務費	65	66	-1	
12	委託料	2,186	31,132	-28,946	
13	使用料及び賃借料	185	515	-330	
14	工事請負費	6,952	0	6,952	
15	原材料費	0	50	-50	
18	備品購入費	0	0	0	
19	負担金補助及び交付金		4	-4	
27	公課費		0	0	
計		28,997	47,936	-18,939	

(3) 令和2年度事業実績報告

① 図書館利用促進事業

【1】 定例事業

事業名	実施日・場所	内 容	回数	参加対象	参加者数
ライブラリースシアター	毎月第2土曜日 マルチメディアホール	大型スクリーンで映画を楽しむとともに図書館利用促進のため映画会を開催した。 ※7月は中止※	10回	一般	261人
子ども映画会	偶数月第1日曜日 中央図書館	子どもたちの利用促進のため映画会を開催。 ※開催中止※	0回	児童 一般	0人
おはなし会 (市民団体主催)	毎月第3土曜日 中央図書館	「絵本と童話の会」の協力により、読み聞かせや手あそびなどを実施した。 ※8月より再開※	8回	3歳～ 小学生 保護者	85人
おはなし会 (図書館主催)	毎週土曜日 (第3土曜日を除く) 中央図書館	図書館職員により、読み聞かせや手あそびなどを実施した。※8月より再開※	27回	3歳～ 小学生 保護者	257人
おはなしのへや (市民団体主催)	毎月第2木曜日 中央図書館	「絵本と童話の会」の協力により、読み聞かせや手あそびなどを実施。 ※11月より再開※	4回	乳幼児 保護者	21人
ブックスタート	毎月1回 原町保健センター 隔月1回 鹿島保健センター	絵本をきっかけに、親子のふれあいと赤ちゃんの心と言葉の発達を手助けする事業として実施した。 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、絵本の配布のみ※	16回	10か月児 検診受診者 保護者	645人
なかよし広場	毎月1回 原町保健センター 鹿島保健センター	乳幼児を対象とした相談会の中で、絵本の紹介や読み聞かせ等を実施。 ※開催中止※	0回	乳幼児 保護者	0人

※開催中止等※

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業を中止・延期または開催方法を変更したものの

*ブックスタートについて、10ヶ月健診の会場がすべて原町保健センターになったため、実際には原町保健センターで16回実施。

【2】夏休み特別企画事業

事業名	実施日	内 容	対象	参加者数
小学生司書講座	7月30日	司書の業務体験を通して、図書館利用と読書活動の推進を図る講座 ※開催中止※	一般	0人
小学生のための読書感想文教室	8月7日	桜の聖母生涯学習センターより講師を招き、読書感想文の書き方のコツを学び下書きを完成させる講座をクラフトルームで開催	小学生	19人
いせひでこ先生おはなし会&講演会	8月8日	絵本作家いせひでこ先生と絵本専門士「ピコの会」によるおはなし会と、絵本製作や東日本大震災についての講演を開催	児童 一般	おはなし会 24人 講演会25人
図書館探検ツアー	8月14日、15日	図書館職員がフロアや書庫など図書館内を案内するツアーを実施	一般	16人
ブックコート教室	8月21日、22日	図書館の本を保護するフィルムを私物の本に貼付する講座をクラフトルームで開催	一般	17人
毎日おはなし会	8月1日～8月22日	夏休み期間、毎日おはなし会を実施 ※7月中は臨時休館のため実施せず	児童	117人
読書通帳	8月1日～8月22日	夏休み期間、読んだ本を記録する読書通帳を配布。通帳の最後まで記録した児童には記念シールをプレゼント	児童	-
相馬農業高校連携企画	8月3日～31日 農産加工品販売 8月11日	相馬農業高校との連携企画を実施 ①図書委員会によるおすすめ本を2階ティーンズコーナーに展示 ②相馬農業高校農業クラブによるパネルを交流広場に展示し、交流広場で農産加工品販売を実施	一般	-
司書のおすすめ本	8月1日～8月22日	図書館職員のおすすめ本を紹介文と一緒に展示	一般	-
子ども映画会	8月14日、21日	子ども図書館で子ども向け映画会を実施 14日：くまのがっこう パティシエ・ジャッキーとおひさまのスイーツ 21日：おしりたんてい5	児童	14日4人 21日10人

【3】読書週間企画事業

事業名	実施日	内 容	対象	参加者数
としょかんバッグ教室	10月23日	布に書くことができるペンやクレヨンを使用して、自分だけの図書館バッグを作る教室を実施	児童	16人
古本市	11月6日、7日	保存年限を超過した雑誌などの除籍資料を利用者に配布する古本市を実施 公共施設向け事前閲覧会： 11月3日（祝）4日（木）	一般 児童	203人

【4】冬休み特別企画事業

事業名	実施日	内 容	対象	参加者数
子ども映画会	12月26日	子ども図書館で子ども向け映画会を実施 26日：すみっこぐらし とびだす絵本と ひみつのこ	児童	48人

【5】その他企画事業

事業名	実施日	内 容	対象	参加者数
手話で楽しむおはなし会	5月23日…延期 7月18日…延期 12月11日	図書館司書が絵本の読み聞かせを行い、同時に手話サークル「みみずく」に手話で絵本の内容を表現してもらうおはなし会を開催	一般 児童	22人
絵本専門士によるおはなし会 & 絵本講座	11月20日	絵本専門士の田中雄人氏を講師に迎え、読み聞かせと絵本講座を開催	一般 児童	35人
ぬいぐるみといっしょにおはなし会	12月19日	ぬいぐるみを持参したおはなし会の参加者の写真をその場で撮影しカレンダーを作成、後日おすすめ絵本の貸出と同時にプレゼントするイベントを実施	一般 児童	16組
杉山亮さんのものがたりライブ	1月16日…中止	児童書作家の杉山亮氏によるものがたりライブ ※開催中止※	一般 児童	-
第16回図書館連続講演会	3月19日	筑波大学の呑海沙織氏を講師に迎え、認知症に対して図書館ができることを考える講演会	一般	11人
ふくしま絵うた本上映会（共催）	3月20日	（一社）まち物語制作委員会による震災紙芝居の上映会 3月16日の地震の影響により中止	一般 児童	-
子どもえいが会	3月26日	子ども図書館で子ども向け映画会を実施 26日：うっかりペネロペ みんなともだち編	児童	12人
バイリンガルおはなし会～日本語と英語で絵本を楽しもう！～	3月27日	絵本講師・絵本作家・翻訳家のジェリー・マーティン氏を講師に迎え、物語の楽しさを味わうとともに絵本選びのコツや子育てに役立つ絵本の紹介なども行う	一般 児童	40人

※開催中止等※

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業を中止・延期または開催方法を変更したもの
なお、例年実施していた「こども読書週間事業」については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和3年度は中止とした。

②企画展示（中央図書館）

通年企画	タイムリー企画	
	一般	児童
<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災常設展 ・原発事故常設展 ・映画化、ドラマ化、原作本特集 ・いま、地域再生を考える常設展 ・大人の嗜みコーナー ・これで憲法がわかる常設展 ・視覚・聴覚障がい資料コーナー ・いま、輝ける自分コーナー ・闘病記文庫コーナー ・コメディカルコーナー ・デージー図書（録音図書）コーナー ・冠婚葬祭コーナー ・ロボットコーナー ・正しく知ろう、コロナのこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・JR常磐線開通1周年（～4月） ・追悼 橋田寿賀子（4月～5月） ・発達障害（4月～5月） ・How to?（4月～5月） ・タレントと呼ばれる人（4月～5月） ・仮面ライダー50周年（4月～6月） ・追悼 若松丈太郎（4月～7月） ・憲法記念日 鈴木安蔵（5月） ・オリンピック（6月～7月） ・甲冑（6月～7月） ・記憶（6月～7月） ・働くこと（6月～7月） ・芥川・直木賞（6月～7月、1月～2月） ・渋沢栄一（6月～12月） ・地域性と国民性（8月～9月） ・やってみた（8月～9月） ・司書おすすめこの1冊（8月～9月） ・立花隆（8月～11月） ・世界アルツハイマー月間（9月） ・お酒がおしえてくれたこと（10月～11月） ・古生物（10月～11月） ・みんなで学ぶメンタルヘルス（10月～11月） ・恋です！ヤンキー君と白杖ガール（11月） ・認知症を知る（11月） ・クリスマス（11月～12月） ・追悼 瀬戸内寂聴（11月～12月） ・みんな頑張っていて働いている（12月～3月） ・いろいろな辞典、集めました（12月～3月） ・新しいことに挑戦（12月～3月） ・鎌倉殿の13人（1月～） 	<ul style="list-style-type: none"> ・春（～5月） ・入園入学（～4月） ・英語の本（～5月） ・こいのぼり（4月～5月） ・運動会（4月～6月） ・お母さん（4月～5月） ・雨（5月～6月） ・歯と口の健康習慣（5月～6月） ・お父さん（5月～6月） ・七夕（6月～7月） ・夏（7月～8月） ・戦争・平和（7月～8月） ・自由研究・工作（7月～8月） ・読書感想文・作文・課題図書（7月～8月） ・オリンピック（7月～8月） ・月（8月～9月） ・秋（9月～11月） ・おじいちゃん・おばあちゃん（9月） ・ハロウィーン（10月～11月） ・読書週間（10月～11月） ・冬（11月～2月） ・クリスマス（11月～12月） ・お年玉・干支（12月～1月） ・節分・鬼（1月～2月） ・バレンタイン・チョコ（1月～2月） ・ひなまつり（2月～3月） ・震災（2月～3月） ・春（3月～） ・卒業入学（3月～）

③保育園・幼稚園活動

内 容	
おはなし会	104 回
読書の大切さについての講座等	3 回
団体貸出	14,675 冊

※講座等は保育園・幼稚園を会場に図書館職員が講師等を務めた回数。

④移動図書館管理運営事業

アウトリーチサービスの一環として、市民が身近なところで図書館を利用できるよう移動図書館車の運行を実施した。

【1】 運行場所 災害公営住宅、幼稚園・保育園、
図書館まで距離のある地域の拠点施設等

【2】 運行日 週4日（火曜日～金曜日）

【3】 巡回日程

令和3年度 移動図書館運行ステーション一覧

No.	区分	名称	巡回予定	区分別
1	幼稚園・ 保育園・ こども園	大甕幼稚園（原町）	第3水曜日 10:00 ~ 11:00	17か所
2		八沢幼稚園（鹿島）	第3木曜日 13:00 ~ 14:00	
3		青葉幼稚園（原町）	第2火曜日 13:00 ~ 13:30	
4		原町みなみ幼稚園（原町）	第2火曜日 10:00 ~ 11:00	
5		さゆり幼稚園（原町）	第2木曜日 14:00 ~ 15:00	
6		あずま保育園（原町）	第2水曜日 9:30 ~ 10:30	
7		よつば保育園（原町）	第1火曜日 10:00 ~ 11:00	
8		原町聖愛こども園（原町）	第2金曜日 10:00 ~ 11:00	
9		原町子育て支援センター（原町）	第2水曜日 10:30 ~ 11:30	
10		鹿島子育て支援センター（鹿島）	第1木曜日 11:00 ~ 11:30	
11		鹿島幼稚園（鹿島）	第4木曜日 13:00 ~ 14:00	
12		おだか認定こども園（小高）	第2木曜日 10:00 ~ 11:00	
13		かみまの保育園（鹿島）	第1木曜日 10:00 ~ 11:00	
14		さくらい保育園（原町）	第3木曜日 10:00 ~ 11:00	
15		かしま保育園（鹿島）	第4金曜日 10:30 ~ 11:30	
16		高平幼稚園（原町）	第4火曜日 10:00 ~ 11:00	
17		みなみそうまペンギン国際幼児園（原町）	第3火曜日 10:00 ~ 11:00	
18	災害公営住宅	西川原第一団地（鹿島）	第2・第4金曜日 14:15 ~ 15:00	6か所
19		西川原第二団地（鹿島）	第2・第4金曜日 15:15 ~ 16:00	
20		西町団地（鹿島）	第2・第4金曜日 13:00 ~ 13:45	
21		萱浜団地（原町）	第2・第4火曜日 14:30 ~ 15:15	
22		上町団地（小高）	第2・第4水曜日 13:30 ~ 14:15	
23		東町団地（小高）	第2・第4水曜日 14:45 ~ 15:30	
24	集会所や 公共施設	高松ホーム（原町）	第1木曜日 14:30 ~ 15:30	10か所
25		彩りの丘（小高）	第4木曜日 10:00 ~ 11:00	
26		太田生涯学習センター（原町）	第1・第3金曜日 10:00 ~ 11:00	
27		大甕生涯学習センター（原町）	第1・第3金曜日 14:30 ~ 15:30	
28		石神生涯学習センター（原町）	第1・第3水曜日 13:00 ~ 14:00	
29		高平生涯学習センター（原町）	第1・第3水曜日 15:00 ~ 16:00	
30		かしま交流センター（鹿島）	第1・第3火曜日 13:30 ~ 14:15	
31		前川原体育館前（鹿島）	第1・第3火曜日 14:45 ~ 15:30	
32		鹿島区福祉サービスセンター（鹿島）	第4水曜日 10:30 ~ 11:30	
33		みんなの遊び場（鹿島）	第4木曜日 14:00 ~ 15:00	

原町区 17か所

小高区 4か所

鹿島区 12か所

計 33か所

⑤学校図書館支援事業

事業目的

小中学校の学校図書館における自由な読書活動の推進や主体的な学習活動を支援するために、各学校に配置された学校司書と連携して学校図書館の整備や利用促進を図った。また、学校図書館サポート職員1名を置き、学校図書館の巡回、学校図書館整備など業務の援助、研修等を行った。

学校司書数（学校教育課所属）

13人（学校教育課所属12名、中央図書館所属1名）

学校司書の勤務校及び勤務日

【小学校】

学校名	勤務日	学校名	勤務日
原一小	月・火・水・木・金	石一小	月・火・水
原二小	月・火・水・木・金	石二小	月・火・水・木・金
原三小	月・火・水・木・金	鹿島小	月・火・水・木・金
高平小	月・火・水	八沢小	木・金
大甕小	木・金	上真野小	月・火・水
太田小	木・金	小高小	月・火・水・木・金

【中学校】

学校名	勤務日	学校名	勤務日
原一中	月・火・水	石神中	木・金
原二中	月・火・水	鹿島中	月・火・水
原三中	木・金	小高中	木・金

学校司書の業務内容

- ・ 図書館資料の受入、装備、貸出
- ・ レファレンスサービス
- ・ 資料選書の補助
- ・ 図書委員活動の支援
- ・ 活動報告書の作成
- ・ 予約、リクエスト
- ・ 利用案内の作成、掲示
- ・ 貸出統計、利用統計
- ・ 単元に基づく学習支援

図書館からの支援

- ・ 学校司書新人研修の企画・実施
- ・ 外部講師による研修の企画・立案
- ・ 県立図書館などで開催される研修、先進地視察の図書館職員同行
- ・ 学校図書館支援事業報告書の作成
- ・ 学校図書館整備の援助
- ・ 資料装備

団体貸出

小学校	6,553冊
中学校	2,143冊

⑥図書館職員研修

研修名	実施日・場 所	内 容	参加人数
令和3年度福島県内図書館初任者職員実務研修	6月24日～25日 福島県立図書館	様々な講義・演習を通して図書館サービスの意義や理念、それを実現するための具体的な方法について学んだ。	1
令和3年度図書館地区別（北日本）研修	10月20日～22日 オンライン形式	「コロナ時代の図書館経営」ほか様々な講義を受講し演習を行い、本市図書館運営の参考とすることで、図書館サービスの向上を図った。	1
福島県図書館・公民館図書室職員等専門研修会	11月26日 オンライン形式	「新しい生活様式に対応した図書館サービス」をテーマとした講義を受け演習を行い、本市図書館運営の参考とすることで、図書館サービスの向上を図った。	1
令和3年度福島県図書館研究集会	12月17日 オンライン形式	「アウトリーチサービス ～来館できない人にサービスを届ける～」をテーマとした事例発表及び講演を受け、本市図書館運営の参考とすることで、図書館サービスの向上を図った。	1
合 計			4

7 統計資料

目 次

(1) 蔵書統計

1-1	蔵書数	27
1-2	分類別蔵書数	27
1-3	新聞・雑誌タイトル数	28
1-4	受入資料	28
1-5	受入資料の推移	28
1-6	図書費の推移	28

(2) 利用統計

2-1	入館者数・貸出利用人数・貸出点数	29
2-2-1	図書館利用（中央図書館）	29
2-2-2	曜日別利用	29
2-2-3	図書館利用（小高図書館）	30
2-2-4	曜日別利用	30
2-2-5	図書館利用（鹿島図書館）	30
2-2-6	曜日別利用	30
2-2-7	図書館利用（移動図書館）	31
2-2-8	曜日別利用	31
2-2-9	貸出資料の推移	32
2-2-10	市民一人当たりの貸出資料の推移	32
2-3	登録者数	32
2-3-1	新規登録者数	32
2-3-2	年齢別登録者数	33
2-3-3	登録者数の推移	33
2-4	リクエスト	33
2-5	レファレンス	34
2-6	館内設備利用	34
2-7	コピーサービス利用状況	34
2-8	市民情報交流センター利用実績	34

(1) 蔵書統計

1-1 蔵書数

R3年度	一般	児童	郷土	参考	洋書	紙芝居	CD・DVD	雑誌	おもちゃ	絵画	地図	デジジ	パネル/アター	その他	合計
中央	215,826	61,193	13,199	3,050	1,804	1,933	13,804	24,088	360	266	276	135	4	69	336,007
小高	16,393	5,080	525	31	0	296	245	572	1	10	0	0	0	1	23,154
鹿島	7,976	5,645	440	101	0	129	8	504	0	0	0	0	0	1	14,804
移動図書館	1,327	2,481	1	0	0	79	261	133	1	7	0	0	0	0	4,290
合計	241,522	74,399	14,165	3,182	1,804	2,437	14,318	25,297	362	283	276	135	4	71	378,255

「その他」は主に、館内で利用者に貸出している、再生機や眼鏡等の物品

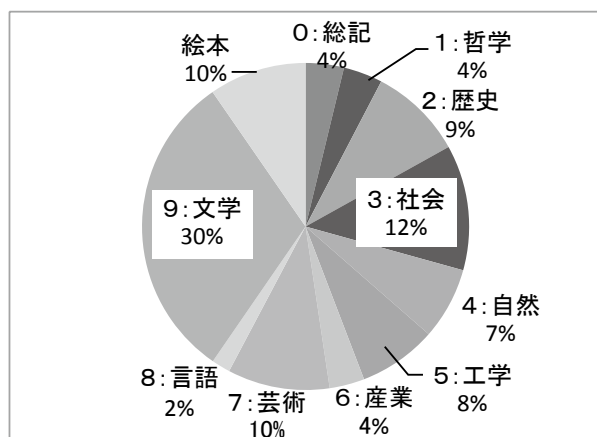
1-2 分類別蔵書数 (図書のみ)

R3年度		0:総記	1:哲学	2:歴史	3:社会	4:自然	5:工学	6:産業	7:芸術	8:言語	9:文学	絵本	合計
中央	一般	10,812	11,434	25,244	34,713	17,353	20,453	8,873	28,300	5,266	70,876	0	233,324
	児童	881	658	2,462	3,549	4,547	1,889	1,247	2,671	1,063	17,103	25,112	61,182
小高	一般	170	405	1,172	1,067	604	1,712	1,131	1,747	193	8,740	0	16,941
	児童	62	55	246	270	328	174	113	157	70	1,170	2,435	5,080
鹿島	一般	265	399	653	1,067	742	1,330	407	1,410	186	2,045	0	8,504
	児童	42	39	224	171	466	130	75	79	41	1,331	3,047	5,645
移動図書館	一般	15	28	46	262	70	336	98	116	1	356	0	1,328
	児童	4	2	11	24	111	51	36	27	9	226	1,980	2,481
合計	一般	11,262	12,266	27,115	37,109	18,769	23,831	10,509	31,573	5,646	82,017	0	260,097
	児童	989	754	2,943	4,014	5,452	2,244	1,471	2,934	1,183	19,830	32,574	74,388
	合計	12,251	13,020	30,058	41,123	24,221	26,075	11,980	34,507	6,829	101,847	32,574	334,485
構成比 (%)		4	4	9	12	7	8	3	10	2	30	10	100

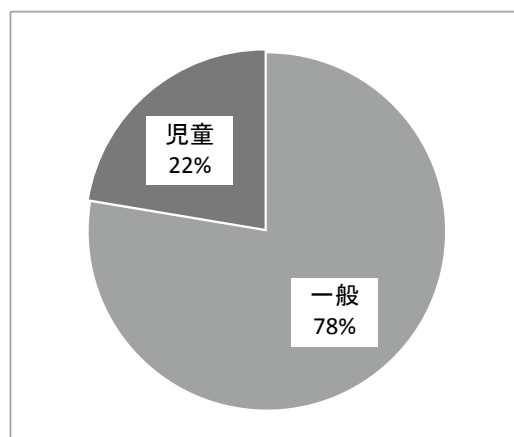
※「一般：一般、郷土、参考、洋書」「児童：児童」振り分け後、分類ごとに集計（紙芝居を除く）

※郷土・参考に含まれる図書以外の資料をこちらでは計上していないため、1-1の蔵書数と一致しない箇所がある

分類別 蔵書割合



一般/児童別 蔵書割合



1-3 新聞・雑誌タイトル数

R3 年度	新聞			雑誌		
	購入	寄贈	計	購入	寄贈	計
中央	16	15	31	245	29	274
小高	4	0	4	12	0	12
鹿島	4	2	6	12	0	12
合計	24	17	41	269	29	298

1-4 受入資料

R3 年度	購入		寄贈	合計
	リクエスト	選書		
中央	3,043	10,117	705	13,865
小高	80	538	17	635
鹿島	154	465	11	630
移動図書館	-	373	19	392
合計	3,277	11,493	752	15,522
うち図書のみ	3,277	7,399	832	11,508

移動図書館のリクエストは中央で一括処理

1-5 受入資料の推移

年度		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
中央	受入冊数	16,383	14,208	15,686	15,777	14,855	15,303	14,854	16,471	14,051	13,865
	(購入)	14,339	12,267	13,786	14,642	13,775	14,107	13,642	14,635	12,931	13,160
	(寄贈等)	2,044	1,941	1,900	1,135	1,080	1,196	1,212	1,836	1,120	705
	除籍冊数	-625	0	-3,441	-2,288	-7,531	-8,117	-3,691	-13,254	-4,605	-5,956
	増加冊数	15,758	14,208	12,245	13,489	7,324	7,186	11,163	3,217	9,446	7,909
小高	受入冊数	17	22	1	4	1,291	492	576	565	830	635
	(購入)	0	0	0	0	1,239	473	521	497	774	618
	(寄贈等)	17	22	1	4	52	19	55	68	56	17
	除籍冊数	-14	0	-273	-6	-109	-834	-7	-1,312	-1,494	-79
	増加冊数	3	22	-272	-2	1,182	-342	569	-747	-664	556
鹿島	受入冊数	1,084	513	284	250	1,166	669	789	705	1,054	630
	(購入)	904	411	175	176	1,103	625	711	602	1,011	619
	(寄贈等)	180	102	109	74	63	44	78	103	43	11
	除籍冊数	-2	0	-453	-14	-1	-120	-7	-116	-966	3
	増加冊数	1,082	513	-169	236	1,165	549	782	589	88	633
移動図書館	受入冊数	平成 28 年 5 月 26 日より運行開始				369	160	327	392	370	392
	(購入)					352	141	288	318	329	373
	(寄贈等)					17	19	39	74	41	19
	除籍冊数					-51	-6	-6	-15	-3	0
	増加冊数					318	154	321	377	367	392
合計	受入冊数	17,484	14,743	15,971	16,031	17,681	16,624	16,546	18,133	16,305	15,522
	(購入)	15,243	12,678	13,961	14,818	16,469	15,346	15,162	16,052	15,045	14,770
	(寄贈等)	2,241	2,065	2,010	1,213	1,212	1,278	1,384	2,081	1,260	752
	除籍冊数	-641	0	-4,167	-2,308	-7,692	-9,077	-3,711	-14,697	-7,068	-6,032
	増加冊数	16,843	14,743	11,804	13,723	9,989	7,547	12,835	3,436	9,237	9,490

1-6 図書費の推移

単位：千円

年度		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	
中央	図書費	17,028	17,238	17,250	18,521	17,561	17,848	18,061	17,166	17,100	17,239	
	雑誌新聞費	3,134	3,134	3,807	3,783	3,850	3,777	3,751	3,816	3,896	3,642	
	視聴覚資料費	2,700	2,282	2,300	2,095	2,400	2,469	2,264	2,400	2,400	2,428	
	その他	440	480	450	1,182	39	192	554	434	500	334	
	合計	23,302	23,134	23,807	25,581	23,850	24,286	24,630	23,816	23,896	23,643	
小高	図書費	0	0	0	0	1,300	773	773	773	773	773	
	雑誌新聞費	0	0	0	0	282	277	281	282	282	282	
	合計	0	0	0	0	1,582	1,050	1,054	1,055	1,055	1,055	
鹿島	図書費	773	773	773	773	773	773	773	773	773	773	
	雑誌新聞費	273	273	282	282	282	239	258	282	282	282	
	合計	1,046	1,046	1,055	1,055	1,055	1,012	1,031	1,055	1,055	1,055	
移動図書館	図書費	平成 28 年 5 月 26 日より運行開始				1,800	0	1,800	1,800	4,799	2,000	2,000
	雑誌新聞費					0	0	0	0	0	0	
	合計					1,800	0	1,800	1,800	4,799	2,000	2,000
合計	図書費	17,801	18,011	18,023	21,094	19,634	21,194	21,407	23,511	20,646	20,785	
	雑誌新聞費	3,407	3,407	4,089	4,065	4,414	4,293	4,290	4,380	4,460	4,206	
	視聴覚資料費	2,700	2,282	2,300	2,095	2,400	2,469	2,264	2,400	2,400	2,428	
	その他	440	480	450	1,182	39	192	554	434	500	334	
	合計	24,348	24,180	24,862	28,436	26,487	28,148	28,515	30,725	28,006	27,753	

※その他はおもちゃ・絵画・地図の合計

※ R1 の移動図書館図書費については寄附金 300 万円も含む

(2) 利用統計

2-1 入館者数・貸出利用人数・貸出点数

R3 年度	中央図書館	小高図書館	鹿島図書館	移動図書館	計
入館者数	140,362 人	7,335 人	6,969 人	10,252 人	164,918 人
貸出利用人数	67,016 人	1,562 人	2,867 人	3,785 人	75,230 人
貸出点数	297,646 点	4,771 点	11,581 点	25,540 点	339,538 点

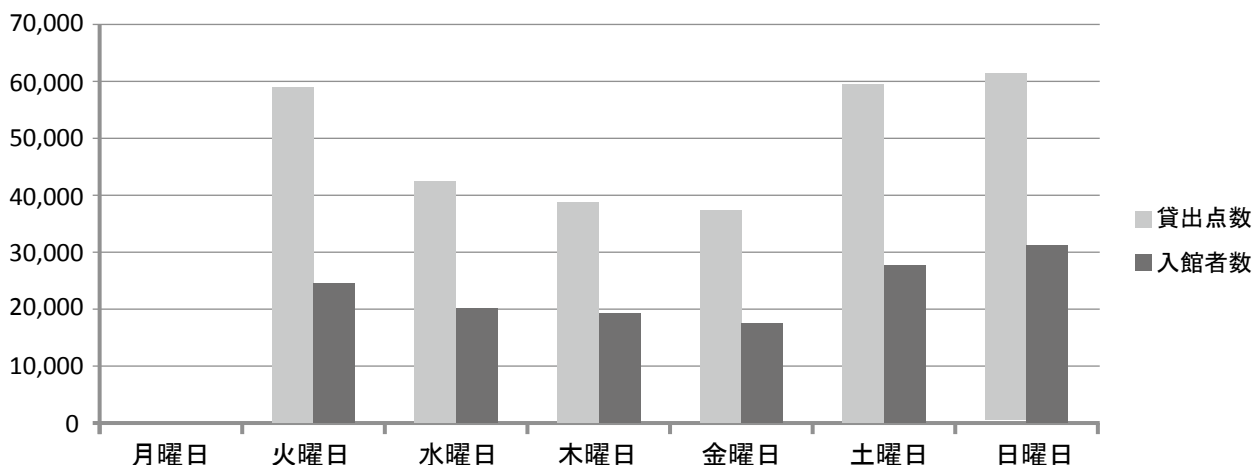
2-2-1 図書館利用 (中央図書館)

R3 年度	開館日数	休館日数	入館者数	貸出点数	一日平均貸出点数	利用延べ人数 (人)				
						一般	児童	団体	相互貸借	計
4 月	26	4	12,722	27,821	1,070	5,478	508	317	11	6,314
5 月	26	5	14,104	29,052	1,117	5,698	497	336	12	6,543
6 月	26	4	13,918	28,468	1,095	5,624	477	378	17	6,496
7 月	6	25	5,346	12,121	2,020	2,574	273	155	17	3,019
8 月	26	5	16,296	32,772	1,260	6,141	725	277	21	7,164
9 月	26	4	14,219	29,339	1,128	5,613	547	424	23	6,607
10 月	27	4	14,217	28,873	1,069	5,460	618	383	19	6,480
11 月	25	5	14,396	26,769	1,071	5,071	567	423	18	6,079
12 月	24	7	12,563	26,234	1,093	5,092	505	238	20	5,855
1 月	12	19	7,300	17,425	1,452	3,342	310	242	23	3,917
2 月	6	22	3,996	14,012	2,335	2,608	241	234	27	3,110
3 月	26	5	11,285	24,760	952	4,721	483	208	20	5,432
合計	256	109	140,362	297,646	1,163	57,422	5,751	3,615	228	67,016

2-2-2 曜日別利用 (中央図書館)

R3 年度	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	合計
貸出点数	0	58,602	42,413	38,704	37,407	59,179	61,341	297,646
入館者数	0	23,360	20,224	19,226	18,243	28,233	31,076	140,362
一般	0	18,703	16,325	15,311	14,638	20,519	23,089	108,585
子ども	0	4,657	3,899	3,915	3,605	7,714	7,987	31,777
登録者数	0	142	144	126	96	137	149	794

曜日別利用統計 (中央図書館)



2-2-3 図書館利用（小高図書館）

R3年度	開館日数	休館日数	入館者数	貸出点数	一日平均貸出点数	利用延べ人数（人）				
						一般	児童	団体	相互貸借	計
4月	26	4	749	498	19	147	3	7	0	157
5月	26	5	892	517	20	156	0	2	0	158
6月	26	4	754	463	18	152	2	0	0	154
7月	6	25	193	90	15	31	0	0	0	31
8月	26	5	717	450	17	135	1	11	0	147
9月	26	4	703	522	20	171	1	2	0	174
10月	27	4	797	440	16	154	2	6	0	162
11月	25	5	722	535	21	165	0	12	0	177
12月	24	7	744	488	20	147	1	6	0	154
1月	12	19	360	221	18	72	0	0	0	72
2月	6	22	107	136	23	37	0	3	0	40
3月	22	9	597	411	19	135	0	1	0	136
合計	252	113	7,335	4,771	19	1,502	10	50	0	1,562

2-2-4 曜日別利用（小高図書館）

R3年度	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	合計
貸出点数	0	906	714	655	586	829	914	4,604
入館者数	0	1,268	1,222	1,174	1,314	1,137	1,220	7,335
登録者数	0	4	3	4	2	3	3	19

2-2-5 図書館利用（鹿島図書館）

R3年度	開館日数	休館日数	入館者数	貸出点数	一日平均貸出点数	利用延べ人数（人）				
						一般	児童	団体	相互貸借	計
4月	26	4	744	1,248	48	285	37	4	0	326
5月	26	5	733	1,262	49	276	17	1	0	294
6月	26	4	691	1,172	45	257	22	1	0	280
7月	6	25	210	343	57	63	11	0	0	74
8月	24	7	769	1,337	56	282	33	2	0	317
9月	26	4	759	1,316	51	283	22	8	0	313
10月	27	4	740	1,208	45	283	28	6	0	317
11月	25	5	721	1,138	46	254	33	9	0	296
12月	24	7	609	921	38	216	33	7	0	256
1月	12	19	293	521	43	103	17	5	0	125
2月	6	22	169	214	36	49	6	0	0	55
3月	22	9	531	901	41	177	28	9	0	214
合計	250	115	6,969	11,581	46	2,528	287	52	0	2,867

2-2-6 曜日別利用（鹿島図書館）

R3年度	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	合計
貸出点数	0	2,039	1,731	1,368	1,432	2,493	2,518	11,581
入館者数	0	1,344	1,098	1,000	893	1,320	1,314	6,969
登録者数	0	6	4	6	3	3	1	23

2-2-7 図書館利用（移動図書館）

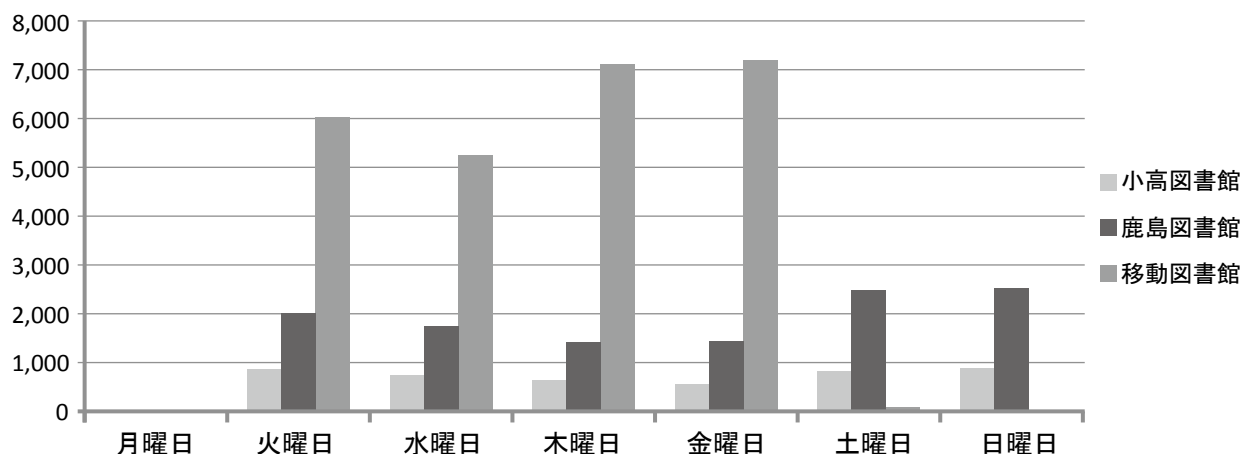
R3 年度	開館日数	休館日数	入館者数	貸出点数	一日平均貸出点数	利用延べ人数（人）				
						一般	児童	団体	相互貸借	計
4月	16	14	761	1,873	117	139	38	77	0	254
5月	16	15	1,016	2,348	147	156	98	106	0	360
6月	17	13	1,263	2,675	157	133	107	212	0	452
7月	11	20	598	1,261	115	49	21	81	0	151
8月	17	14	864	1,943	114	104	80	101	0	285
9月	17	13	1,139	2,449	144	128	106	136	0	370
10月	17	14	1,129	2,617	154	153	106	167	0	426
11月	16	14	1,282	2,610	163	146	123	164	0	433
12月	16	15	1,117	2,374	148	138	72	145	0	355
1月	13	18	704	1,744	134	59	19	133	0	211
2月	13	15	1,000	2,055	158	45	86	121	0	252
3月	15	16	830	1,591	106	103	50	83	0	236
合計	184	181	11,703	25,540	139	1,353	906	1,526	0	3,785

2-2-8 曜日別利用（移動図書館）

R3 年度	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	合計
貸出点数	0	6,014	5,224	7,098	7,127	77	0	25,540
入館者数	0	2,708	2,282	3,626	2,956	131	0	11,703

※移動図書館は利用登録の申請日とカードの作成日が必ずしも同日ではないため、曜日別の登録者数は不明

曜日別利用統計（小高・鹿島・移動図書館）



2-2-9 貸出資料の推移

単位：点

年度		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	
中央	一般	278,261	288,823	303,675	336,604	309,443	307,935	313,828	301,371	250,380	269,645	
	児童	30,446	31,111	27,903	22,889	27,553	33,724	34,064	35,865	31,089	35,862	
	団体	8,332	16,163	12,950	12,926	12,520	10,594	9,737	10,195	10,153	34,031	
	合計	317,039	336,097	344,528	372,419	349,516	352,253	357,629	347,431	291,622	339,538	
小高	一般	0	0	0	0	2,876	4,248	5,458	5,804	4,721	4,604	
	児童	0	0	0	0	102	46	100	161	394	46	
	団体	0	0	0	0	69	204	240	210	83	121	
	合計	0	0	0	0	3,047	4,498	5,798	6,175	5,198	4,771	
鹿島	一般	13,465	12,034	13,008	13,476	12,730	12,464	12,363	12,457	9,943	9,832	
	児童	4,016	3,193	2,330	2,306	2,305	2,110	2,007	2,495	1,411	1,581	
	団体	575	657	517	448	237	486	447	179	164	168	
	合計	18,056	15,884	15,855	16,230	15,272	15,060	14,817	15,131	11,518	11,581	
移動図書館	一般	平成 28 年 5 月 26 日より運行開始					2,890	4,708	5,682	5,752	5,626	4,675
	児童						883	2,252	3,189	3,493	2,513	2,382
	団体						6,628	9,998	12,489	15,542	16,688	18,483
	合計						10,401	16,958	21,360	24,787	24,827	25,540
合計	一般	291,726	300,857	316,683	350,080	327,939	329,355	337,331	325,384	270,670	288,756	
	児童	34,462	34,304	30,233	25,195	30,843	38,132	39,360	42,014	35,407	39,871	
	団体	8,907	16,820	13,467	13,374	19,454	21,282	22,913	26,126	27,088	52,803	
	合計	335,095	351,981	360,383	388,649	378,236	388,769	399,604	393,524	333,165	381,430	

2-2-10 市民一人あたりの貸出資料の推移

単位：点

H29	H30	R1	R2	R3
7.11	7.33	7.40	6.35	6.61

※現住人口（R3は57,675人）を基準

2-3 登録者数

単位：人

R3年度	個人		団体	合計
	児童	一般		
登録者数	1,489	27,757	762	30,008
登録率	50.7%		-	-

※児童：0～12歳とした

※登録率 登録者数（団体を除く）／現住人口（R3は57,675人）

2-3-1 新規登録者数

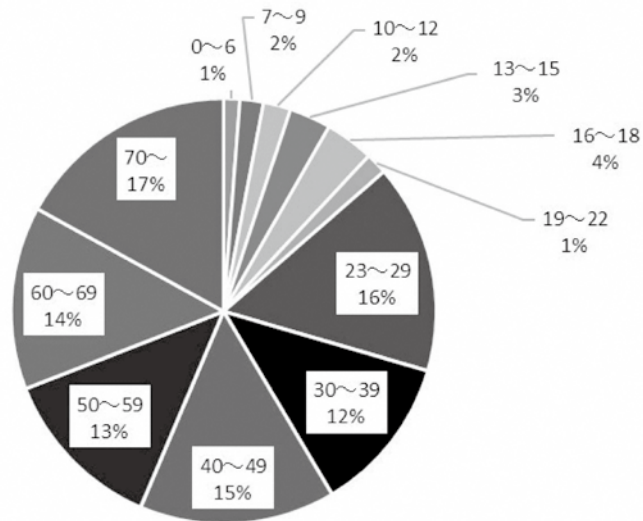
単位：人

R3年度	個人		団体	合計
	児童	一般		
中央	200	537	15	752
小高	1	20	1	22
鹿島	6	15	0	21
移動図書館	28	23	0	51
合計	235	595	16	846

2-3-2 年齢別登録者数

単位：人

R3 年度	年齢（歳）												合計
	0～6	7～9	10～12	13～15	16～18	19～22	23～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～	
男	167	260	271	469	491	229	1,976	1,369	1,615	1,724	2,007	2,371	12,949
女	191	265	335	458	590	247	2,682	2,133	2,745	1,985	2,065	2,601	16,297
合計	358	525	606	927	1,081	476	4,658	3,502	4,360	3,709	4,072	4,972	29,246



2-3-3 登録者数の推移

単位：人

年度	H29	H30	R1	R2	R3
登録者数	25,427	26,704	27,771	28,464	29,246
現住人口	54,714	54,505	53,197	52,450	57,675
登録率	46.5%	49.0%	52.2%	54.3%	50.7%

※登録率 登録者数（団体を除く）／現住人口

2-4 リクエスト

単位：件

年度		R2	R3	増減
中央	予約	16,474	25,499	9,025
	購入	2,726	3,043	317
	相互貸借	829	519	▲ 310
小高	予約	688	789	101
	購入	13	80	67
鹿島	予約	1,317	1,825	508
	購入	97	154	57
移動図書館	予約	848	1,206	358
合計		22,992	33,115	10,123

※借用数及び移動図書館のリクエスト購入数については中央で一括処理

2-5 レファレンス

単位：件

R2 年度	窓口	電話	メール	合計
中央	1,130	10	4	1,144
(うち移動図書館)	668	-	-	668
小高	0	0	-	0
鹿島	3	0	-	3

2-6 館内設備利用

単位：件

		R2	R3
インターネット	固定端末	795	2,301
	ノートパソコン	16	0
DVD 視聴席	一般	27	0
	児童	2	0

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のためノートパソコン・DVD 視聴席の利用を休止

2-7 コピーサービス利用状況

	R2		R3	
	件数	枚数	件数	枚数
中央	705	3,912	596	3,077
小高	17	157	8	34
鹿島	4	9	3	20
計	726	4,078	607	3,131

2-8 市民情報交流センター利用実績

区分	マルチメディアホール	大会議室	中会議室	小会議室	クラフトルーム	計
申請件数	63 件	134 件	111 件	157 件	32 件	497 件
利用人数	5335 人					5,335 人

8 条例・規則

(1) 南相馬市立図書館条例

平成18年1月1日

条例第196号

(設置)

第1条 図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第10条の規定に基づき、南相馬市立図書館（以下「図書館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
南 相 馬 市 立 中 央 図 書 館	南相馬市原町区旭町二丁目7番地の1
南 相 馬 市 立 小 高 図 書 館	南相馬市小高区本町二丁目89番地の1
南 相 馬 市 立 鹿 島 図 書 館	南相馬市鹿島区寺内字迎田22番地の1

(管理)

第3条 図書館は、南相馬市教育委員会（以下「教育委員会」という。）がこれを管理する。

(職員)

第4条 図書館に館長その他必要な職員を置く。

2 前項の職員の定数は、南相馬市職員定数条例（平成18年南相馬市条例第25号）の定めるところによる。

(事業)

第5条 図書館は、図書館法第3条の規定に基づき、次に掲げる事業を行う。

- (1) 図書館資料の収集、整理及び保存
- (2) 個人貸出し及び団体貸出し
- (3) 読書案内及び読書相談
- (4) レファレンス
- (5) 読書会、研究会、講習会、鑑賞会、資料展示会等の主催及び奨励
- (6) 館報その他の読書資料の発行及び頒布
- (7) 時事に関する情報及び参考資料の紹介並びに提供
- (8) 他の図書館、学校、生涯学習センター、博物館、研究所等との連絡及び協力
- (9) 図書館資料の図書館間相互貸借
- (10) 学校図書館等との連絡及び連携
- (11) 家庭文庫等との連絡、協力及びその団体活動の促進
- (12) 地区館、分館等の運営
- (13) 移動図書館の運営
- (14) 前各号に掲げるもののほか、図書館の目的達成のため必要な事業

(利用者の責務等)

第6条 図書館を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、この条例及び館長又は職員の指示に従わなければならない。

2 利用者は、図書館資料を丁寧に取扱うとともに、図書館資料に書込みを行う等、汚損してはならない。

- 3 利用者は、図書館内（以下「館内」という。）の秩序を乱し、又は他の利用者に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。
- 4 教育委員会は、前3項に違反したと認める者に対しては、入館を拒み、若しくは退館を命じ、又は図書館資料の閲覧若しくは貸出しをしないことができる。

（図書館協議会）

第7条 法第14条第1項の規定に基づき、南相馬市立図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱又は任命する。
- 3 協議会の委員の定数は、10人以内とする。
- 4 協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、図書館の管理及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成18年条例第285号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年条例第31号）

この条例は、平成21年12月1日から施行する。

附 則（平成24年3月28日条例第10号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年9月23日条例第39号）

この条例は、平成28年10月1日から施行する。

(2) 南相馬市立図書館規則

平成18年1月1日
教育委員会規則第28号

(趣旨)

第1条 この規則は、南相馬市立図書館条例（平成18年南相馬市条例第196号）第8条の規定に基づき、南相馬市立図書館（以下「図書館」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開館時間等)

第2条 図書館の開館時間は、次表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

図書館名	開館時間
南相馬市立中央図書館	(1)日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 午前9時30分から午後5時まで (2)火曜日から金曜日まで 午前9時30分から午後8時まで
南相馬市立小高図書館	午前10時から午後5時まで
南相馬市立鹿島図書館	

2 前項の規定にかかわらず、南相馬市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、特に必要があると認めるときは、前項の開館時間を変更することができる。

(休館日及び休館期間)

第3条 図書館の休館日及び休館期間は、次表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

図書館名	休館日及び休館期間
南相馬市立中央図書館 南相馬市立小高図書館 南相馬市立鹿島図書館	(1)月曜日 (2)1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで (3)図書特別整理期間 教育委員会が定める期間

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は臨時に開館することができる。

(個人貸出しの利用対象者)

第4条 図書館以外の場所（以下「館外」という。）で個人で図書館資料を利用することができる者は、南相馬市及び飯館村に居住している者並びに市内に勤務先を有し、又は在学している者とする。

(個人貸出しの利用方法)

第5条 個人で館外利用をしようとする者（以下「個人利用者」という。）は、教育委員会が別に定める利用手続に従って図書館資料の個人貸出しを受けなければならない。

(個人貸出しの冊数)

第6条 個人利用者が館外で同時に利用することができる図書館資料の冊（点）数は、1人につき15冊（点）以内とする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(個人貸出しの利用期間)

第7条 個人利用者が館外で図書館資料を利用することができる期間は、原則として個人貸出しを受けた日から起算して15日以内とする。ただし、教育委員会が、特に必要があると認めるときは、この限りでない。

2 教育委員会は、図書館資料の管理上必要があると認めるときは、前項の期間中であっても貸出しした図書館資料を返納させることができる。

(個人貸出しの転貸禁止)

第8条 個人利用者が個人貸出しを受けた図書館資料は、他に転貸してはならない。

(個人貸出しの返納)

第9条 個人利用者は、個人貸出しを受けた図書館資料を第7条第1項に規定する利用期間が満了する日までに、同条第2項の規定により図書館資料の返納を命じられた場合には、直ちに、当該図書館資料を図書館に返納しなければならない。

(団体貸出しの対象団体)

第10条 館外で図書館資料を利用することができる団体は、市内に所在する学校、官公署、社会教育関係団体、社会福祉関係団体、読書会及びその他館長教育委員会の認める団体（以下「団体」という。）とする。

(団体貸出しの利用方法)

第11条 館外利用をしようとする団体（以下「利用団体」という。）は、教育委員会が別に定める利用手続に従って図書館資料の団体貸出しを受けなければならない。

(団体貸出しの利用冊数)

第12条 利用団体が館外で同一団体が同時に利用することができる団体貸出しの図書館資料の冊（点）数は、100冊（点）以内とする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(団体貸出しの利用期間)

第13条 利用団体が館外で図書館資料を利用することができる期間は、原則として団体貸出しを受けた日から起算して1月以内とする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

2 教育委員会は、図書館資料の管理上必要があると認めるときは、前項の期間中であっても貸出しした図書館資料を返納させることができる。

(団体貸出しの転貸禁止)

第14条 利用団体が団体貸出しを受けた図書館資料は、他に転貸してはならない。

(団体貸出しの返納)

第15条 利用団体は、団体貸出しを受けた図書館資料を第13条第1項に規定する利用期間が満了する日までに、同条第2項の規定により図書館資料の返納を命じられた場合には、直ちに、当該図書館資料を図書館に返納しなければならない。

(賠償責任)

第16条 利用者は、図書館資料を亡失し、又はき損したときは、教育委員会の指示に従い、これと同一の図書館資料若しくは相当の対価をもって弁償し、又はこれを原形に復さなければならない。

2 利用者は、図書館の施設、設備、備品等を滅失し、又はき損したときは、教育委員会の指示に従い、相当の対価をもって弁償し、又はこれを原形に復さなければならない。

3 天災その他利用者の責めに帰することができない理由によるものであるときは、前2項の賠

償の義務を免除することができる。

(図書館資料の複写)

第17条 図書館資料の複写を依頼しようとする者は、あらかじめコピー申込書を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、複写が不相当と認める場合は、これを受け入れないことができる。

(複写の費用)

第18条 前条の複写の費用は、次のとおりとする。

白黒・カラーの別	用紙サイズ	金額(1枚につき)
白黒	日本工業規格B列5番、日本工業規格A列4番、 日本工業規格B列4番、日本工業規格A列3番	10円
カラー	日本工業規格B列5番、日本工業規格A列4番、 日本工業規格B列4番	50円
カラー	日本工業規格A列3番	80円

(寄贈の申込手続)

第19条 図書館に図書館資料を寄贈しようとする者は、その旨を教育委員会に申し出るものとする。

2 教育委員会は、前項の規定により図書館資料の寄贈の申出があった場合において、図書館資料として適当と認めるものについて受納することとする。

(寄贈図書館資料の取扱い)

第20条 寄贈を受けた図書館資料は、購入した図書館資料の取扱いに準ずる。

(寄託の手続)

第21条 図書館に図書館資料を寄託しようとする者は、その旨を教育委員会に申し出るものとする。

2 教育委員会は、前項の規定により図書館資料の寄託の申出があった場合において、図書館資料として当該寄託資料を保管し、又は一般の利用に供することが適当と認めるものについて受託することができる。

(寄託期間等)

第22条 教育委員会は、受託した図書館資料について、図書館の図書館資料の管理上支障があるとき、又は寄託に際して図書館と寄託者の間に寄託期間の定めがある場合において寄託期間が満了したときは、受託した図書館資料を寄託者に返還するものとする。

2 教育委員会は、受託した図書館資料について、図書館と寄託者の間に寄託期間の定めがある場合において寄託期間が満了する日の1月前までに寄託者から別段の申出がないときは、その満了の日の翌日から起算して1年間寄託を継続する旨の申出があったものとみなして、当該寄託期間を延長するものとする。その延長に係る寄託期間が満了した場合も、同様とする。

(寄託等に要する費用の負担)

第23条 図書館資料の寄託及び返還に要する運搬費その他の費用は、寄託者の負担とする。ただし、教育委員会が特に理由があると認めるときは、この限りでない。

(事業計画の作成及び報告)

第24条 館長は、毎年翌年度において実施しようとする事業計画を南相馬市図書館協議会の諮問を経て作成し、年度末までに教育委員会の承認を受けなければならない。

2 館長は、年度終了後2月以内に事業計画の実施状況を教育委員会に報告しなければならない。

(その他)

第 25 条 この規則に定めるもののほか、図書館の運営管理、図書館資料の利用、貸出し、図書館資料の寄贈又は寄託等及び図書館施設の利用並びに図書館の組織等に関して必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の前日までに、合併前の原町市立図書館規則（平成 4 年原町市教育委員会規則第 5 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成 18 年教委規則第 51 号）

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年教委規則第 12 号）

この規則は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 2 月 8 日教委規則第 3 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 9 月 23 日教委規則第 6 号）

この規則は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

(3) 南相馬市立図書館協議会の会議運営に関する規則

平成18年1月1日
教育委員会規則第29号

(趣旨)

第1条 この規則は、南相馬市立図書館条例（平成18年南相馬市条例第196号）第7条の規定に基づき、南相馬市立図書館協議会（以下「協議会」という。）の会議運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 協議会に会長及び副会長を1人置き、委員の互選により定める。

第3条 会長は、協議会の会議の議長となる。

第4条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じて会長がこれを招集する。

第6条 会議開催の場所及び日時は、会議に付すべき事件とともに、あらかじめこれを通知しなければならない。

第7条 会議招集通知後、急施を要する事件があるときは、前条の規定にかかわらず直ちにこれを会議に付することができる。

第8条 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 会議の議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第9条 協議会は、会議において関係職員に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。

第10条 関係職員は、会議に出席して意見を述べるができる。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

附 則

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

(4)南相馬市立図書館 資料収集方針

南相馬市立図書館は、「図書館法」及び「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」に示された精神に基づき、市民の「知る権利」を社会的に保障する機関として、南相馬市立図書館資料収集方針を定める。

1 基本方針

- (1)図書館は、市民が必要とし市民の知的関心を刺激する多様な資料を、図書館の責任において豊富に備えるものとする。
- (2)図書館は、「図書館法」に示された「市民の教養、調査研究、レクリエーション等に資する」資料を収集する。
- (3)図書館は、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」に示されたとおり市民に収集方針を公表し、図書館職員共通の理解のもとで運用する。
- (4)図書館職員が資料を判断する際には、日本図書館協会で定めた「図書館員の倫理綱領」に基づいて判断するものとする。

2 収集資料の種類

収集する資料の種類は次のとおりとする。

- (1)図書
一般図書、児童図書、紙芝居、地域資料、行政資料、参考図書、洋書
- (2)逐次刊行物
雑誌、官報
- (3)視聴覚資料
CD、DVD、その他音楽及び映像資料記録媒体
- (4)障がい者用資料
DAISY録音図書、点字資料、その他認められるもの
- (5)複製絵画
- (6)おもちゃ
- (7)その他

3 資料収集時の留意点

資料収集にあたっては次の点に留意する。

- (1)多様な対立する意見のある問題については、それぞれの観点にたつ資料を幅広く収集する。
- (2)著者の思想的・宗教的・党派的等の立場にとらわれてその著作を排除しない。
- (3)図書館員の個人的な関心や好みによって選択しない。
- (4)いかなる圧力・検閲に対しても、収集の自由を放棄したり、紛糾をおそれて自己規制をしたりしない。
- (5)寄贈資料の受入にあたっても同様である。

以上のような基本方針で収集した図書館資料がどのような思想や主張をもっていようと、それは図書館及び図書館員がこれらの思想や主張を支持していることを意味するものではない。

4 蔵書の更新・除籍

図書館は、常に新鮮で知的関心を刺激する蔵書構成を維持し充実させるために蔵書の更新及び除籍を行う。なお除籍の基準については、本方針とは別途定めるものとする。

5 市民の意見と要望の尊重

利用者からリクエストされる資料は、できる限り提供するように努める。

図書館は、市民や利用者からの蔵書についての要望や意見を、図書館の蔵書構成への意思として大いに歓迎する。また、図書館は、それらの要望や意見を蔵書構成に対する評価であると認識し十分検討のうえ、蔵書構成に生かすように努める。

この収集方針は平成28年4月1日から施行する。

(5)南相馬市立図書館資料除籍基準

(目的)

第1 この基準は、南相馬市図書館が所蔵する資料について、除籍する場合の基準を定めるものである。

(基本方針)

第2 図書館において、常に新しく適切な資料構成を維持し、また、適切な管理を行って利用の効率化を図るため、資料の除籍を行う。

(除籍の対象資料)

第3 除籍は、次の各号に掲げるものについて、これを行う。

1 亡失

- (1) 所在不明となったもの。
- (2) 回収不能及び現品弁償不能となったもの。
- (3) 災害、その他の事故によるもの。

2 毀損

汚破損がはなはだしく修理ができないもの又は修理する価値がないと認めたもの。

3 不用

内容上又は利用上からみて、資料としての価値を失ったもの。

4 数量更正

分冊若しくは合冊しようというもの。

5 管理換

(除籍の基準)

第4 除籍は、次の基準によりこれを行う。

1 亡失

- (1) 蔵書点検の結果、引続き2年以上所在不明なもの。
- (2) 貸出資料のうち、督促等の努力にもかかわらず2年以上回収不能なもの。
- (3) 災害、その他の事故によるもの。

2 毀損

はなはだしい汚損若しくは破損のため、修理製本ができないもの、又は製本する価値がないと認めたもの。

3 不用

- (1) 内容的にみて、また利用上からみて資料としての価値を失ったもの。
- (2) 発行年月日から起算して5年以上経過し、それに代わる類似図書が入手可能なもの。
- (3) 発行年月日から起算して10年以上経過し、保存価値がなくなったもの。
- (4) その他、館長が認めたもの。

4 数量更正・管理換

館長が必要と認めたもの。

(除籍の対象としない資料)

第5 前項にかかわらず、次の資料は除籍の対象としない。

- (1) 地域資料（郷土資料）
- (2) 入手困難で、特に保存の必要があるもの。
- (3) その他特に館長が特に保存が必要であると認めたもの。

(除籍の手続)

第6 除籍の手続については、次の要領で行う。

- 1 除籍をする資料のバーコードをはがす、または除籍シールを貼付する。
- 2 除籍資料一覧表を打ち出す。
- 3 除籍資料は、公共的団体・市民等に再利用していただくか、古紙として売却・廃棄処理をする。
- 4 売却した代金は、一般会計の雑入に納付する。
- 5 除籍は計画的に年間をとおして行う。

(除籍資料の譲渡)

第7 図書館は、除籍を決定した不用資料を必要に応じて他の図書館、公共的団体、市民等に無償で提供することができる。

第8 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

(6) 南相馬市民情報交流センター条例

平成21年9月30日
条例第32号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項の規定に基づき、市民相互の交流と生涯学習の推進を図るため、市民情報交流センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称、位置及び施設)

第2条 センターの名称、位置及び施設は、次のとおりとする。

(1) 名称 南相馬市民情報交流センター

(2) 位置 南相馬市原町区旭町二丁目7番地の1

(3) 施設

ア 交流施設

けやきの広場 交流広場 情報広場 ギャラリー 舞台 天空のテラス 掲示棟

イ 生涯学習施設

生涯学習広場 マルチメディアホール 小会議室 中会議室 大会議室 クラフトルーム

ウ 駐車施設

駐輪場

(管理)

第3条 センターは、南相馬市教育委員会（以下「教育委員会」という。）がこれを管理する。

(事業)

第4条 センターは、次に掲げる事業を行う。

(1) 市民の憩いの場及び交流の場としての施設の提供に関すること。

(2) 市民生活及び観光に関する情報の提供に関すること。

(3) 生涯学習事業の企画、実施、情報提供及び相談に関すること。

(4) その他センターの設置の目的を達成するために必要な事業

(休館日)

第5条 センターの休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日

(2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、センターの管理上必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(開館時間)

第6条 センターの開館時間は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会は、管理上必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(1) 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
午前8時30分から午後5時まで

(2) 火曜日から金曜日まで 午前8時30分から午後8時まで

(使用期間)

第7条 次に掲げる施設は、規則で定める期間を超えて使用することはできない。ただし、教育

委員会が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

- (1) ギャラリー
- (2) 舞台
- (3) 掲示棟

(使用の許可等)

第8条 センターを使用しようとするものは、教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も同様とする。

2 教育委員会は、前項の許可にセンターの管理上必要な条件を付することができる。

3 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項の使用の許可をしないものとする。

- (1) センターにおける秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) センターの施設、設備等を損傷し、又は汚損するおそれがあると認めるとき。
- (3) センターの管理上支障があると認めるとき。
- (4) その他教育委員会が適当でないとき。

(物品販売等の許可)

第9条 センターの使用者（以下「使用者」という。）のうち、センターにおいて次に掲げる行為をしようとするものは、教育委員会の許可を受けなければならない。

- (1) 物品の販売その他これに類する行為
- (2) 寄附の勧誘
- (3) 広告物の掲示及び配布
- (4) その他センターの目的外使用に関する行為

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の許可について準用する。

(許可の手續)

第10条 第8条第1項及び前条の許可の手續について必要な事項は、規則で定める。

(許可の取消し等)

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、その許可を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止させることができる。

- (1) 第8条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 使用の取消しを申し出たとき。
- (3) 許可された内容と異なる使用が判明したとき、又は使用条件を遵守しなかったとき。
- (4) 偽りの内容により申請を行う等の不正な手段で許可を受けたとき。
- (5) この条例や規則に違反しているとき。

2 前項の規定により使用者が損害を受けることがあっても、教育委員会はその責めを負わない。

(使用料)

第12条 使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

(使用料の減免)

第13条 市長は、規則で定める基準に従い、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の返還)

第14条 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、規則で定める基準に従い、その使用料の全部又は一部を返還することができる。

(使用権の譲渡等の禁止)

第15条 使用者は、使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第16条 使用者は、センターの使用が終了したとき、又は第11条第1項の規定により使用を停止され、若しくは使用の許可を取り消されたときは、直ちに施設、設備等を原状に回復しなければならない。

2 使用者が前項の規定による義務を履行しないときは、教育委員会においてこれを執行し、その費用を使用者から徴収することができる。

(損害賠償)

第17条 使用者は、故意又は過失により施設若しくは設備等をき損し、又は滅失したときは、それによって生じた損害額を市に賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。ただし、市長が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第18条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年12月1日から施行する。

(南相馬市障がい者の利用に係る公の施設の使用料又は利用料金の免除に関する条例の一部改正)

2 南相馬市障がい者の利用に係る公の施設の使用料又は利用料金の免除に関する条例（平成18年南相馬市条例第123号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成28年3月24日条例第19号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第12条関係）

南相馬市民情報交流センター使用料

区分		使用料	供用時間
生涯学習施設 利用人数	マルチメディアホール	1時間につき 2,000円	(1) 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日 午前9時から午後5時まで (2) 火曜日から金曜日まで 午前9時から午後8時まで
	小会議室	1時間につき 400円	
	中会議室	1時間につき 600円	
	大会議室	1時間につき 1,000円	
	クラフトルーム	1時間につき 600円	

備考

1 使用時間は、準備及び後始末の時間を含むものとする。

2 使用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間として計算する。

3 使用時間を延長した場合の使用料は、1時間当たりの料金の100分の120に相当する額とする。

4 使用者が、商業宣伝、営業その他これらに類する目的をもって使用する場合、当該料金に100分の200に相当する額を加算する。

(7) 南相馬市民情報交流センター条例施行規則

平成21年9月30日
教育委員会規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、南相馬市民情報交流センター条例（平成21年南相馬市条例第32号。以下「条例」という。）第18条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
(使用許可の申請等)

第2条 条例第8条第1項の規定により南相馬市民情報交流センター（以下「センター」という。）の使用許可を受けようとする者は、市民情報交流センター使用許可申請書（様式第1号。以下「使用許可申請書」という。）を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の使用許可申請書は、使用しようとする日の6月前から受け付けるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合で、センターの運営上支障がないと教育委員会が認めたときは、前項に定める期間の前においても使用の申請をすることができる。

(1) 市が主催又は共催する事業で使用するとき。

(2) 教育委員会が特に必要と認めるとき。

(使用許可書)

第3条 教育委員会は、前条の規定による使用許可申請書の提出があった場合において、その使用を許可するときは、市民情報交流センター使用許可書（様式第2号。以下「使用許可書」という。）を交付し、許可しないときはその旨を申請者に通知するものとする。

2 センターの使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、センターを使用するときは、使用許可書を携帯し、係員の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(使用の制限)

第4条 使用者は、ギャラリーを同一の使用目的のために休館日を除き、継続して3週間を超えて使用することはできない。ただし、教育委員会が特に認める場合については、この限りでない。

2 使用者は、舞台を同一の使用目的のために休館日を除き、継続して6日を超えて利用することはできない。ただし、教育委員会が特に認める場合については、この限りでない。

3 使用者は、掲示棟を同一の使用目的のために、継続して3ヶ月を超えて利用することはできない。ただし、教育委員会が特に認める場合については、この限りでない。

(許可事項の変更等)

第5条 使用者は、使用許可事項の変更又は使用許可の取消しをしようとするときは、教育委員会の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとするときは、市民情報交流センター使用（変更・取消）承認申請書（様式第3号。以下「使用（変更・取消）承認申請書」という。）に使用許可書を添えて速やかに、教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、前項の規定による使用（変更・取消）承認申請書の提出があった場合において、使用許可事項の変更又は使用許可の取消しを承認するときは、市民情報交流センター使用（変更・取消）承認書（様式第4号。以下「使用（変更・取消）承認書」という。）を使用者に交付し、承認しないときはその旨を使用者に通知するものとする。この場合において使用者は、変更の

承認により納付された使用料に不足を生じたときは、当該不足分を直ちに納付しなければならない。

(使用時間の延長)

第6条 使用者は、やむを得ない理由により使用時間を超えて施設を使用する必要があるときは、教育委員会の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとするときは、市民情報交流センター使用時間延長承認申請書(様式第5号。以下「使用時間延長承認申請書」という。)に使用許可書並びに前条第3項の規定による承認を受けている場合は使用(変更・取消)承認書を添えて、速やかに教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、前項の使用時間延長承認申請書の提出があった場合において、使用時間の延長を承認するときは、市民情報交流センター使用時間延長承認書(様式第6号)を交付する。この場合において、使用者は、当該延長時間に係る料金を直ちに納付しなければならない。

(物品販売等の許可の申請)

第7条 条例第9条第1項の規定により、同項各号に掲げる行為の許可を受けようとする者は、市民情報交流センター物品販売等許可申請書(様式第7号。以下「物品販売等許可申請書」という。)を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の物品販売等許可申請書の提出があった場合において、その販売等を許可するときは、市民情報交流センター物品販売等許可書(様式第8号)を交付し、許可しないときはその旨を申請者に通知するものとする。

(使用許可の取消し等)

第8条 教育委員会は、条例第11条第1項の規定により、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止するときは、市民交流センター使用(取消・制限・停止)決定書(様式第9号)により通知するものとする。

(使用料の減免及びその手続き)

第9条 条例第13条の規定により、使用料の減額又は免除する場合は、次に掲げる場合とし、減額又は免除する額はそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 国、地方公共団体その他の公共団体が主催し、又は共催して行う事業及び公共的団体が公共的事業に使用するとき 全額
- (2) 市が後援する事業に使用するとき 5割
- (3) その他教育委員会が特に必要と認める場合 教育委員会が定める額

2 前項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、第2条第1項の規定により申請書を提出する際、市民情報交流センター使用料減免申請書(様式第1号)を、教育委員会に提出しなければならない。

(使用料の返還)

第10条 条例第14条ただし書の規定により、使用料を返還する場合は、次の各号に掲げる場合とし、返還する額はそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 市において施設の管理上必要が生じたことにより使用の許可を取り消したとき 既納の使用料の全額
- (2) 使用者の責めによらない理由により施設を利用できないとき 教育委員会が定める額
- (3) 使用開始の日前10日までに使用の取消しについて届出があったとき 全額
- (4) 使用開始の日前10日までに許可事項の変更の申請があり、教育委員会の承認を受けたとき 変更部分に相当する額

2 前項の規定により、使用料の返還を受けようとする者は、市民情報交流センター使用料返還

申請書（様式第10号）に使用許可書を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

（使用者の遵守事項）

第11条 使用者は、センターの使用に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）承認を受けた施設及び設備（以下「施設等」という。）以外のものを使用しないこと。
- （2）施設等をき損し、又は汚損する行為をしないこと。
- （3）許可を得ないで、センターの建物及び敷地内で募金、物品の販売、飲食物の提供又はこれらに類する行為を行わないこと。
- （4）許可を得ないで、広告宣伝物等の掲示若しくは配布又は看板、立て札等を設置しないこと。
- （5）その他管理上支障があると認める行為をしないこと。

2 教育委員会は、使用者が前項の規定に違反すると認められるときは、使用を禁止し、又はその行為を止めるよう指示し、これに従わないときは退館を命ずることができる。

（係員の立入り）

第12条 教育委員会は、センターの管理上必要と認めるときは、係員を、使用している施設に立ち入らせることができる。この場合において、使用者はこれを拒むことができない。

（原状回復の点検）

第13条 使用者は、センターの使用を終了したとき、又は条例第11条第1項の規定により使用許可を取り消されたときは、速やかにその使用に係る施設等を原状に復した後、教育委員会に届け出て、その点検を受けなければならない。

（き損等の届出）

第14条 使用者は、施設等をき損し、又は滅失した場合は、速やかに教育委員会に届け出て、その指示に従わなければならない。

（その他）

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年12月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日教委規則第2号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

令和4年度 **図書館要覧**

令和4年11月1日発行

編集・発行 南相馬市立中央図書館
南相馬市原町区旭町二丁目7-1
TEL 0244-23-7789 (代表)
FAX 0244-24-6986
E-mail : toshokan@city.minamisoma.lg.jp